

## 第八節 ローマ字の表記とローマ字教育

## 一 国語審議会の中にローマ字調査分科審議会を設ける

明治時代以来、昭和時代にあつてもローマ字のつづり方にはいわゆる修正ヘボン式、日本式、加えて訓令式のつづり方などが並行して使われている。このことをはじめ、分ち書きの仕方にも幾通りかあるなど、表記上でもよりどころが十分に定まっていなこともあり、繰り返しローマ字問題は論議されてきた。

昭和二十四年、文部省設置法の規定に基づき、国語審議会と並んでローマ字調査審議会が設けられた。その政令を次に抜粋する。

政令第二百五十六号

内閣は、文部省設置法（昭和二十四年法律第四十六号）附則第十七項の規定に基づき、この政令を制定する。

（所掌事務）

第一条 ローマ字調査審議会（以下「審議会」という。）は、左に掲げる事項を調査審議し、及びこれらに  
関し必要と認める事項を文部大臣及び関係各大臣に建議する。

- 一 ローマ字による国語の表記法に関する事項
- 二 ローマ字による国語教育に関する事項

## 第二条 （略）

第三条 委員及び臨時委員は、政治、教育、学術、文化、報道、経済等の各界における学識経験のある者及び関係各庁の職場のうちから、文部大臣が任命する。

び関係各庁の職場のうちから、文部大臣が任命する。  
のように規定されている。この規定は六月一日から施行され、審議会が発足する。これと同時に政令により国語審議会も発足した。その後、行政上の組織において類似の事項は一本化するという措置が取られたため、ローマ字調査審議会は、国語審議会の中に統合されることとなる。この間の事情につき、昭和二十五年三月二十七日に開催された国語審議会、第四回総会の記録から抜粋する。

ローマ字調査審議会の廃止について

辻田（文部省調査普及局）局長 各省の審議会を整理統合する基準として、類似の事項は一つにする。ローマ字調査審議会と、国語審議会とがそれに該当するので、ローマ字調査審議会を廃止して、仕事は国語審議会に継承する。文部省設置法案はすでに、両院で可決されたので、国語審議会はローマ字に関する事項を全面的に審議することになった。（以下略）

安藤ローマ字調査審議会長（執筆者注、国語審議会委員を兼任。）…中略…ローマ字調査審議会は、ローマ字の教育部会とつづり方部会を設けて、慎重審議を重ねてきた…中略…以上のほか、ローマ字の文法・分ち書きの問題等研究を重ねてゆかなければならない…中略…申すまでもなくローマ字の調査は重要な問題であるから、国語審議会においても、ローマ字に関する審議事項を全面的に取り上げ、いっそう進めてゆくようをお願いする。（以下略）

類似する事柄を審議している審議会を統合するという行政上の処置により、ローマ字調査審議会は国語審議会

に統合された。

このことにつき、昭和二五年四月一七日付で公布された「国語審議会令」(政令第八五号) からローマ字にかかわる規定の部分を抜粋する。

政令第八十五号

国語審議会令

内閣は、文部省設置法(昭和二十四年法律第四百十六号)第二十四条第二項の規定に基き、この政令を制定する。

(所掌事務)

第一条 国語審議会(以下「審議会」という。)は、左に掲げる事項を調査審議し、及びこれらに関し必要と認める事項を文部大臣及び関係各大臣に建議する。

- 一 国語の改善に関する事項
- 二 国語の教育の振興に関する事項
- 三 ローマ字に関する事項

第二条から第五条 (省略)

(分科会)

第六条 審議会に、ローマ字に関する事項を担当させるため、ローマ字調査分科審議会(以下「分科会」という。)を置く。

第七条 分科会に属する委員及び臨時委員は、文部大臣が指名する。

第八条から第十二条、附則 (省略)

右に見るように国語審議会の中にローマ字調査分科審議会が設けられ、ここで「ローマ字に関する事項」を調査審議することとなった。

なお、その後一二年間にわたり、この規定に従い審議されたが、昭和三七年四月二七日付け、「国語審議会令」の改正により、ローマ字調査分科審議会に関する右に見る第六条から第八条までの規定が削除された。したがって、第一条に掲げる「ローマ字に関する事項」は以後、国語審議会自体が調査審議することとなった。

この間の事情につき、第六期の国語審議会における、昭和三七年四月一六日開催、第四七回総会の席で、天城(文部省調査局)局長が次のように説明している。国語審議会を大臣の諮問機関とすること、委員を大臣が任命することと併せ、ローマ字の審議の仕方を改めることにつき述べている。

天城局長 文部大臣が、国語審議会に対して行政上の責任をもつ以上、制度上はつきりと文部大臣が諮問できるように改めること、(委員は)推薦の形でなく、文部大臣が委員を任命できるように改めることが必要であろう。次に、現行の国語審議会令では、ローマ字調査分科審議会を当然置くように規定されている。これには二つの審議会が途中で合体したという沿革的な理由、経過があるが、部会設置を機に、この点を明らかにして直したい。ローマ字の問題についても、他の問題の一つとして扱い、部会の中で審議することができるのであるから、ことさらにローマ字だけの分科会を必置することはないのではないかといいうことである。(以下略)

と説明している。

以上見てきたとおり、ローマ字問題を取り上げ調査審議する会は、昭和二四年六月以降は国語審議会とは別に

これと並ぶローマ字調査審議会であったが、翌昭和二五年四月以降は国語審議会の中に統合されてローマ字調査分科審議会という形となった。さらに昭和三七年四月以降は、このローマ字調査分科審議会を廃し、国語審議会自体がローマ字問題も取り上げ調査審議することになった。取り扱う場の変遷は、ローマ字問題に対する国民的な関心や意義が次第に薄れているということを表していると考え取れることもできるであろう。ここでは、右の期間に検討されたことなどについてまとめる。

## 二 ローマ字のつづり方についての建議

昭和二五年四月、国語審議会はローマ字調査審議会と合併し、国語審議会の中にローマ字調査分科審議会を設置してローマ字に関する事項を継承した。そして、この第一期国語審議会における第六回総会(昭和二五・五・六)においてローマ字調査分科審議会に属する部会として、ローマ字のつづり方・分ち書きの二部会が設けられた。また、第八回総会(昭和二五・一〇・三〇)においては国語審議会の一部会としてローマ字教育部会が設けられた。

まず、ローマ字調査分科審議会、つづり方部会の審議経過とその結果とにつき見る。第一期国語審議会(昭和二四・六・二七・四)では審議方針として「なるべく、すみやかに、少なくとも教育面においては、ローマ字のつづり方を一つの方式にまとめ、ローマ字教育を推進しよう」という考え方を取り、審議を進めた。結局は、いわゆる訓令式、日本式、標準式の三式についての扱い方というところに来る。このことにつき、『国語審議会報告書』(文部省、昭和二七)中の「ローマ字つづり方の問題」から該当箇所を引用する。

「いわゆる訓令式・日本式・標準式の3式の主張ないし理論的根拠などについては、もとの臨時ローマ字調査会(昭和五・11・25から11・6・30)、ならびに、さきのローマ字調査会(昭和23・10・12から24・5・31)、ローマ字調査審議会(昭和24・6・1から25・3・31)において、ほぼ出尽した観がある。一日でも早く具体的に結論を出すために、この部会では理論の討議はやめて、現在、世間一般に行われている3式のうち、どれか一つを取り上げて基準とし、それに検討を加え、欠点と認められるようなものがあつたらば、それを改めていくようにすればよい。基準とする式は何式でもよいわけだが、内閣訓令として効力をもっているいわゆる訓令式を取り上げるのがよいだろう。」など、様々な意見が出され、検討を加えている。

第二期国語審議会(昭和二七・四・二九・四)に審議が引き継がれ、ローマ字調査分科審議会に属する全員をもつて、つづり方に関する審議に当たった結果、第八回分科会(昭和二八・一・二四)において原案どおり可決された。これを次の第九回分科会(昭和二八・二・一三)において、分科会長から国語審議会議長に対して報告し、第一八回総会(昭和二八・三・二二)に提出し可決された。これにより同日、文部大臣にあて国語審議会議長から「ローマ字つづり方の単一化について(建議)」を提出する運びとなった。以下、その全文を掲げる。

[別紙]

まえがき

国語のローマ字つづり方として広く行われている方式には、それぞれに根拠、特色および歴史があり、いずれのつづり方にもわかにその使用を無視することはできない。

しかしながら、国語教育の上や公式の文書、地名などに用いられる場合には、おのずから一定のよりどころがなければならない。この「ローマ字つづり方」の第1表は、すなわちそのよりどころの役をなすものである。

ただし、第2表によるつづり方も現実には通用しているのであるから、その読み方もまた教育の適当な時期において習得しなければならない。

なお、そえがきは、書き表わし方のうちのおもなきまりをあげたものである。

ローマ字のつづり方

国語のローマ字つづり方は第1表による。

ただし、第2表のつづりを用いてもよい。

第1表

〔( ) は重出を示す。〕

a	i	u	e	o			
ka	ki	ku	ke	ko	kya	kyu	kyo
sa	si	su	se	so	sya	syu	syo
ta	ti	tu	te	to	tya	tyu	tyo
na	ni	nu	ne	no	nya	nyu	nyo
ha	hi	hu	he	ho	hya	hyu	hyo
ma	mi	mu	me	mo	mya	myu	myo
ya	(i)	yu	(e)	yo			
ra	ri	ru	re	ro	rya	ryu	ryo
wa	(i)	(u)	(e)	(o)			
ga	gi	gu	ge	go	gya	gyu	gyo
za	zi	zu	ze	zo	zya	zyu	zyo
da	(zi)	(zu)	de	do	(zya)	(zyu)	(zyo)
ba	bi	bu	be	bo	bya	byu	byo
pa	pi	pu	pe	po	pya	pyu	pyo

昭和28年3月12日

文部大臣 岡野清豪 殿

国語審議会会長 土岐善磨

ローマ字つづり方の単一化について (建議)

ローマ字のつづり方については、昭和12年の内閣訓令第3号(いわゆる訓令式)によって、公式に単一化されているわけであります。しかし、一般社会で現実には用いられているつづり方としては、いわゆる標準式(ヘボン式)・日本式・訓令式の3種があり、昭和22年から実施された義務教育におけるローマ字の学習指導でも、この3式の中から自由に採択することができるような処置がとられました。

ローマ字のつづり方については、ローマ字の学習指導実施についての対策を協議するため、昭和21年に設けられたローマ字教育協議会では、「ローマ字教育を行ふについての意見」をまとめ、その中で、「…ローマ字の表記法(特につづり方)については、…さらに適當の機関を設け、学術上・教育上および實際生活上から研究を進め改善をはかれたこと。」と述べてあり、教育の現場からはつづり方の単一化が強く要望されております。

国語審議会は、国語を書き表わすローマ字のつづり方の単一化をはかることが重要な事であることを認め、昭和23年10月に設置された「ローマ字調査会」以来の審議事項を引きつぎ、通計54回に及ぶ会議で慎重な審議を重ねた結果、昭和28年3月12日第18回総会において別紙のとおり「ローマ字のつづり方」を決定しました。

第1表・第2表の具体的な取扱についてはさらに必要な機関と連絡して御決定のうえ、ローマ字の単一なつづり方が政府部内および義務教育はもちろんひろく一般社会に用いられるよう必要な処置がとられることを要望します。

第2表

sha	shi	shu	sho
		tsu	
cha	chi	chu	cho
		fu	
ja	ji	ju	jo
di	du	dya	dyu
kwa			
gwa			
			wo

そえがき

前表に定めたもののほか、おおむね次の各項による。

- 1 はねる音「ン」はすべてnと書く。
- 2 はねる音を表わすnと次にくる母音字またはyとを切り離す必要がある場合には、nの次に'を入れる。
- 3 つまる音は、最初の子音字を重ねて表わす。
- 4 長音は母音字の上に^をつけて表わす。なお、大文字の場合は母音字を並べてもよい。
- 5 特殊音の書き表わし方は自由とする。
- 6 文の書きはじめ、および固有名詞は語頭を大文字で書く。なお、固有名詞以外の名詞の語頭を大文字で書いてもよい。

これを基に昭和二九年二月九日、「ローマ字のつづり方」(内閣告示・訓令)が公布された。この第1表、第2表及びそえがきは建議のとおりである。ここには「まえがき」を引用する。

「ローマ字のつづり方」

まえがき

- 1 一般に国語を書き表わす場合は、第1表に掲げたつづり方によるものとする。
- 2 国際的關係その他従来の慣例をにわか改めがい事情にある場合に限り、第2表に掲げたつづり方によつてもさしつかえない。
- 3 前二項のいずれの場合においても、おおむねそえがきを適用する。

とある。

右の審議経過や措置につき天沼寧(文化庁文化教育部国語課専門員)は、その論文「日本語とローマ字」(「日本語教育」一八号、昭和四八・三)の中で次のように記している。

国語審議会から「ローマ字つづり方の単一化について」の建議を受けたあと、政府は建議の趣旨を採択して昭和29年12月9日、内閣告示をもつて、「ローマ字のつづり方」を告示し、同時に、内閣訓令をもつて、各官庁に対し、このつづり方によるべきことを訓令した。これで一応、ローマ字のつづり方の統一ができたように思われるが、告示の「ローマ字のつづり方」の「まえがき」においてみるように、第2表に掲げたつづり方(すなわち、ヘボン式・日本式)によつてさしつかえないことになっているので、実際には完全に統一されたところまではいっていない。しかしながら、現状においては、これ以上の完全な単一化統一を実現することは、ほとんど不可能であるといつても言い過ぎではないと思われる。

右のように論評している。

### 三 ローマ字の分ち書きの問題

第一期国語審議会(昭和二四・六・二七・四)でのローマ字調査分科審議会、分ち書き部会での調査審議のまとめ(「国語審議会報告書」文部省、昭和二七)に、「ローマ字文の分ち書きのしかた」が掲載されている。これに至る経緯につき、次のように述べている。

会合のはじめに、まず、審議方針について協議の結果、単なる法則を並べただけのものせず、辞書的なもの、しかも、なるべく詳しく実例を豊富にしたものを作ることとし、…中略…。また、分ち書きを決めるにあたっては現行のローマ字の教育面と実用面との両方から考慮することとした。

審議資料としては、「ローマ字文の書き方」(提出資料一)を基準とし、これに「改訂ローマ字教育の指針解説」(提出資料二)を合わせ用い、必要に応じて、関係諸著書・諸文献を参考とすることとなった。また、審議が進むに従い、これらの資料だけでは、語例がふじゅうぶんとなかったので、できるだけ多くの、なるべくまぎらわしい語例を収集・配列して資料とした。…中略…第一六回部会(昭和二七・一・二八)においてこれまでの結果をまとめ、第二回の連絡会において、次のとおり、「ローマ字文の分ち書きのしかた」をとりまとめ、書類によって、全部会委員の承認を求め、分ち書き部分報告として第一三回総会(昭和二七・三・一〇)へ提出した。

とある。ここに提出資料として出てくる「ローマ字文の書き方」(昭和二三年文部省発表、「改訂ローマ字教育の指針

解説」(文部省監修 昭和二五年発行)とは、太平洋戦争の終戦後、当時の小学校、中学校におけるローマ字教育担当者の参考に資するために作成されたものであり、広く利用されていた。(なお、「改訂ローマ字教育の指針 解説」は、「ローマ字教育の指針」(昭和二三年文部省発表)を改訂した「改訂ローマ字教育の指針」(昭和二五年文部省)に解説を加えたものである。)また、昭和二三年七月には文部省著作のローマ字教科書、翌昭和二四年からは文部省著作(国定)教科書のほかに検定教科書も発行された。これらは、「ローマ字の書き方」「ローマ字教育の指針」に基づき作成されたものである。こうした事情の中で、ローマ字調査分科審議会がローマ字文の分ち書きについても検討を進めていたということになる。

「分ち書き部会」の報告である「ローマ字文の分ち書きのしかた」は、一から一〇までの一〇項目につき具体例を豊富に挙げている。ここでは、それぞれ二、三例を引用するにとどめついで一〇項目のうちから幾つか引用する。

ローマ字文の分ち書きのしかた

1 単語は原則として一続きに書き、他の単語から離して書く。

suzushi kaze ga soyosoyo huku...

2 a 接頭語は続けて書く。

osiroi, omaturi, ohitoru...

b 接頭語のように用いられることばも続けて書く。

kutiosii, tunnomeru, uhihorobosu, ...

3 a 接尾語は原則として続けて書く。

第八節 ローマ字の表記とローマ字教育

watakusitatu, kotoritatu, kimira. ...

b 接尾語のように用いられることばも続けて書く。

imadoki, higuredoki, hi no kuredoki. ...

○ただし、「…入り」「…売り」「…集め」「…落し」などのように、最初が母音で始まる語が続くために、読みにくさるるを感じるような場合はつなぎ「…」を入れてもよい。

mirukuri (miruku-iri), utautai (uta-utai), ...

○また、「パン屋さん」「めがね屋さん」などの「さん」は前の語から離して小文字で書き始める。

panya san, meganeya san. ...

(以下略。)

10 「前」「裏」「わき」などの接尾語を伴う固有名詞は、接尾語の部分を小文字で書き、その前につなぎ「…」を入れる。

Tamagawaen-mae, Kudan-sita. ...

以上に見るように、具体例を挙げ一〇項目にまとめている。しかし、これは成案ではない。その後、第三期国語審議会(昭和二九・七〇三・七)、第四期国語審議会(昭和三二・二〇三・二二)、第五期国語審議会(昭和三四・三〇三・六三)でのローマ字調査分科審議会においてもこのローマ字文の分ち書きについて審議し続けられたが、やはり最終的な案をまとめるには至っていない。そのうち、第五期に特に問題となるどころとして、『国語審議会報告書5』(文部省、昭和三七)に記録されているのは、次のことである。すなわち、「けつきよく、わかち書きにおいて、特に問題となるのは、a 助詞、b 助動詞、c 複合語であり、その中でも、特に助詞および助詞と助詞とが

重なった場合のわかち書きのしかたに問題があると思われるから、これを取り上げるべきであるとの意見が採択されました。」として幾つかの具体的な事例を取り上げて検討している。例えば「よりは」「よりも」「にでも」「にさえ」「でさえ」などについてである。このことに関しても意見を交換したに過ぎず、最後に次のように締めくくる。「この助詞と助詞とが重なった場合の書き方については、目下検討の途中でありまして、「さ」(終助詞)以下「ん」(格助詞)に至る51語の助詞と、67語のそれぞれの助詞とが重なった場合の書き方については検討いたしておりませんので、分科会としてのわかち書きの根本方針、ないし、わかち書きの原則を打ち立てるまでにはいたっていないのであります。以上、今期の分科会の審議経過をありのままに述べて報告といたします。」と述べて終わっている。ローマ字文の分ち書きに関しては、以上のようなであった。

#### 四 ローマ字教育の問題

第一期国語審議会に設けられたローマ字教育部会は、ローマ字調査分科審議会に属するローマ字のつづり方・分ち書きの二部会とは別に国語審議会の一部会とされた。この期の『国語審議会報告書』(文部省、昭和二七)中にまず次のように述べられている。

第1回総会(執筆者注、昭和二五・一〇・三〇)において、第2次訪日アメリカ教育使節団の報告内容を審議事項として取り上げることになり、同報告書の「国語の改革」の章の最後にしるされた四項目の勧告のうち、第一項(第三項の勧告(注 参照)に対し、国語審議会としてとるべき対策を審議するために、ローマ字部会が設けられた。

(注) 一 一つのローマ字方式が最もたやすく一般に用いられる手段を研究すること。  
二 小学校の正規の教育課程のなかにローマ字教育を加えること。

三 大学程度において、ローマ字研究を行い、それによって教師がローマ字に関する問題と方法とを教師養成の課程の一部として研究する機会を与えること。

…中略… 次いで勧告の内容について審議を進めた結果、第二項が最も重要であることを認め、これに対する具体的結論としては、「国語科における必修科目としてローマ字を含む」ということが妥当であることを確認した。(以下略)。

とあり、この期の最終の第一四回総会(昭和二七・四・一四)にまとめとして次を報告し、この問題は更にローマ字調査分科審議会で審議を続けるとしている。

国語教育におけるローマ字の取扱について

- 一 小学校の国語科のなかで、漢字・かなのほかにはローマ字による国語の読み書きを必修とすること。
- 二 つづり方および分ち書きの方式は教育の課程においては、単一のものであるべきである。
- 三 大学の一般課程においては、ローマ字についての知識を、教員養成の課程においては、さらにローマ字の学習指導法を授けるよう処置すること。なお、現在、ローマ字の学習指導を担当している教員の再教育についても適当な方法を講ずること。
- 四 国語科以外の教科においても、その教科書のなかに、ローマ字を用いたものの検定を行うこと。
- 五 中学校におけるローマ字の学習は、当分の間、現行の取扱によって実施するものとする。なお、高等学校以上においても、ローマ字を使う機会を与えることが望ましい。

とある。なお、この後に少数意見が添えられているが、省略した。

第二期国語審議会でのローマ字調査分科審議会教育部会は、最終の第二〇回総会(昭和二九・三・一五)に次の報告をし、異議なく承認されている。

ローマ字教育について

ローマ字は単音文字であり、また、ローマ字書きは必然的にわかり書きを伴うから、日本語をローマ字で書き表わしてみると、その正しい発音、文における単語の役割のきまり、単語の並べ方のきまりなどの事実がはっきりと現れてくる。

この意味で、ローマ字の学習は、国語を正しく効果的に使いこなすために、国語のしくみとはたらきとを児童にたやすく理解させる手段となるものであるから、その指導を国語教育の一環として、なるべく低学年から始めることについて、さらに審議すべきである。

と述べている。ここには、具体策は何も述べられていない。今後、審議すべきことを示唆するにとどまる。

続く第三期国語審議会でのローマ字調査分科審議会にあっては部会を設けず、分科会として審議している。『国語審議会報告書3』(文部省、昭和三三)中、分科審議会の審議の概要を伝える部分に、次のことが記されている。

ところで、実際の審議にはいるまえに、次のような意見が出た。すなわちローマ字教育の問題は、単に国語審議会だけで処理すべき事ではなく、初等中等教育局所管の教育課程審議会の審議事項と密接な関連をもっているから、分科会として、この問題についての審議を始めるに先だって、教育課程審議会ともじゅうぶんに話し合い、互にローマ字教育についての見解・意見を知っておいたほうがよくはないかというので

ある。

ところが、事実上、教育課程審議会は発足していなかったため、折角の提案も実行に移されることなく、終わった。

結果としてこの期の最終の第三二回総会（昭和三一・七・五）に次に掲げる「国語教育におけるローマ字教育について」が報告され、これが可決され、同日付けで文部大臣に報告された。以下、その前文を引用する。

現在行われているローマ字教育は、昭和二二年に設けられたローマ字教育協議会から提出された「ローマ字教育を行ふについての意見」を参考として決定された「国民学校におけるローマ字教育実施要項」に基いて始められ、その後は「学習指導要領 一般編」および、「小学校学習指導要領 国語科編」、「中学校高等学校学習指導要領 国語科編」に基いて実施されている。

ローマ字調査分科審議会は、このローマ字教育の趣旨・目的、ならびに、国語教育におけるローマ字教育の価値が教育の現場において、じゅうぶんに理解されることが必要であると認め、それについて審議した結果、今日までに次のような考えに到達している。

国語教育の目的の一つは、的確に表現し、的確に理解する力をつけることにある。すなわち、事実を正しくつかみ、それを効果的に正しく表現し、また理解する力を養うことにあるといえよう。この表現と理解のささえをなすもの一つは、ことばのきまりやはたらきについての知識である。

小学校の国語教育における文法的内容についての学習指導は、具体的な言語生活を通して、いわゆる文法的事実を意識させること、すなわち、まず語意識の発達に努めるべきであり、これがためには、学習活動の場において、ローマ字文を利用することが望ましい。なぜなら、ローマ字文のわかち書きは、ことばのきま

りやはたらきを直接児童・生徒の目に写すからである。また、ローマ字を使うことによって、国語の法則・性質・構造などについて、児童・生徒にそれらの事実をたやすく理解させることができ、さらに発音教育にも効果があると認められるからである。

以上の見地から見て、国語教育の一環としてのローマ字教育を、現行の時間数の範囲内で実質的に充実して行うことは、国語教育の効果をいっそう高めるのに適切なことであると認める。

なお、これに伴い、ローマ字文の分かち書きの仕方について再検討を加えること、学習効果を高めるために、算数・社会・理科などの方面においてもローマ字を利用すること、及び、ローマ字教育の実効を上げるための教師の養成問題などを考慮する必要がある。

第四期国語審議会でのローマ字調査分科審議会は主として分かち書きにつき調査し審議をしている。教育に関しては、教育課程審議会での審議とのかかわりが生じた。『国語審議会報告書4』（文部省、昭和三五）中に次のように述べられている。

分科会としてはひきつづきローマ字教育のことに關して審議を行なう予定であつたが、昭和三三年一月一八日に教育課程審議会から、教育課程の改定について中間発表があり、さらに三月一五日にはその答申が行なわれ、ローマ字教育については、「ローマ字学習は、国語学習の一環として第四学年以上においてすべての児童に対し、文字・言語および簡単な文章の読み書きを行なうものとする」と、なお、単独のローマ字教科書は使用しないで、国語教科書の中で、これを取り扱うこと。中学校において継承学習させることが望ましい。」とされた。

よつて、分科会は…中略…この新しい事態に対して分科会としてとるべき処置・方策について審議した結

果、新しくローマ字文の分ち書きについて審議を進めていこうということになった。なお、第三六回総会（昭和三二・一一・一五）に提出された「ローマ字調査分科審議会報告」中「Ⅱ ローマ字の教育」において、

ローマ字教育、詳しくはローマ字文による国語教育について、さきの協議会（執筆者注、昭和二年六月、文部省に設けられた「ローマ字教育協議会」）の「ローマ字教育を行なうについての意見」は、「国語教育の徹底をはかり、社会生活の能率を高め、国民の文化水準を向上させるために、ローマ字によって読み書きを行なう習慣を国民一般に普及する必要がある……」と述べている。

このうち、「国語教育の徹底」と「社会生活の能率を高め」るうえにローマ字が役にたちつつあることは、実証されてきた。しかし、「ローマ字によって読み書きを行なう習慣が国民一般に普及する」ことを期待できるまでには至っていないのが実状である。

また、審議会の初めのころは、「ローマ字教育の目的がわからない。」という意見が出るくらいであったから、審議会はまずこれを探り上げ、「改訂ローマ字の指針」をまとめたが、これはさきの「協議会」の意見を別のことばで述べたものである。

と述べられている。この報告をめぐる総合の議論において、有光次郎副会長の発言中に、  
現在は、義務教育の中で選択科目になっているが、ローマ字は社会的に必要なものであるといいながら、実際はローマ字教育が思ったほどに行われていない。あらゆる点で将来のことももう少しローマ字の将来性を考えながら、漢字かなまじりの教育もやる。ローマ字をやることから漢字の習得またことばの習得にプラスになることは認められている。一方ではローマ字教育はやめろという声もあるが、いい面が多い。（後

略）

と述べている。これに対し、船橋聖一委員が、次のように発言している。

今の話はあまりにも一般的で客観性がない。副会長個人のローマ字論である。

この発言に対し、有光副会長は、

ローマ字実験学習の調査による報告である。

と答えたところ、船橋委員は更に次のように発言する。

それは特殊なモデルケースとしてならいいが、それをもって既成事実としてやられたのでは困る。それは

少し宣伝的に聞こえる。

このようなやり取りがあつた上で、船橋委員はこの報告をそのまま承認することは無理であるとしている。それらを受け、土岐善磨会長は、

これまでの発言を考慮に入れて、分科会が今後の審議をつづけるといふことにしてはどうか。

と取り成して、一応の収まりをつけている。

このように、ローマ字問題に関しては、立場によってかなり隔たりのある考え方があり、かつそれがはっきり主張されるようになってきている。

続く第五期国語審議会でのローマ字調査分科会は、ローマ字文の分ち書きの仕方についてのみ調査審議しており、ローマ字に関する教育の問題に関しては、何も触れていない。

## 五 ローマ字に関するその後の動向

第六期国語審議会（昭和三六・一〇―三八・一〇）は、途中、昭和三七年四月に政令の改正があり、文部大臣の諮問に依じて国語の改善等につき調査審議する機関となった。このこともあり、審議会自体が一つの転機に立ったと言つてよい。

調査審議の対象とする事項は、「一 国語の改善に関する事項 二 国語の教育の振興に関する事項 三 ローマ字に関する事項」をそのまま継承している。

この期の組織は、運営委員会、第一・第二・第三の各部会から成る。全体として国語の改善の問題を取り上げている。この中でローマ字については、第一部会における意見のまとめとして、『国語審議会報告書6』（文部省、昭和三五）中に次のように記している。

これまでの国語審議会は、ローマ字論者やカナモジ論者のような表音主義者に引き回され、そのために問題が紛糾した。したがって、国語問題を解決するためには、まず「国語の表記は、漢字かなまじり文によることを原則とする。」という立場を、はっきりと決めてから、細かい審議にはいるべきである。（これまでの審議は、改善の目標の立て方にすでに誤りがあったのだとする意見。）

第四四会総会（昭和三六・一一・三〇）での委員の発言等のうちに、

吉田富三委員（前略） 少なくとも漢字かなまじりとローマ字との三つの審議会ができなければならない。

また、漢字かなを使う国語とローマ字を使う国語とは、立場が根本的に違うから、これらをいっしょに議

論するのは混乱をきたすことになる。（以下略）

とある。また、

丹羽文雄委員 審議会令にも、ローマ字うんぬんのがうたつてあるが、その点いかが。

緒方（文部省事務）次官 社会で現在、ローマ字が使われているから、どうかするかということである。

横田実委員（前略）カナモジ、ローマ字問題が起こつたのは、過去の審議会に強い主張をする人がいたからだと考えられる。（後略）

森戸辰男委員（前略）文部省にいた当時、ローマ字問題がやかましく、占領軍の係官から公式にはないが、日本でもローマ字を使えという話もあったが、もつてのほかのことで強く反対した。「占領治下で敗戦国にそういうことをもつてくることは、国民が承知しない。国語を大きく変えるということは、文化の伝統を中断することだといって強く反対した。（以下略）

右のようなやり取りが記録されている。

また、第四七回総会（昭和三七・四・一六）の席で、天城（文部省調査局）局長が審議会令（政令）の改正をすることに当たつて、次のように説明している。ローマ字に関する部分を引用する。

現行の国語審議会令では、ローマ字調査分科審議会を当然置くように規定されている。これには二つの審議会（執筆者注、国語審議会とローマ字調査審議会。昭和二五年四月に設置。）が途中で合体したという沿革的な理由、経過があるが、部会設置（執筆者注、国語審議会令第六条による。）を機に、この点を明らかにして直したい。ローマ字の問題についても、他の問題の一つとして扱い、部会の中で審議することができるのであるから、ことさらにローマ字だけの分科会を必置にすることはないのではないかということである。

国語審議会令の改正により、ローマ字調査分科審議会はなくなった。これ以後の国語審議会は、いわば一連の戦後の国語施策の改善に資するための審議に移る。ローマ字問題は、以後、主たる議題として取り上げられたことはない。

## 六 ローマ字教育実験調査について

昭和二〇年代から三〇年代にかけて国語審議会の事務を所掌していたのは文部省調査局国語課である。国語審議会の審議事項の一つであるローマ字の問題につき、国語審議会とは別に、調査局が他の機関と協力し、小学校の中・高学年でローマ字を学習指導した際の成果等をまとめている。このことにつき若干、触れておく。

昭和二六年度から昭和二八年度にかけて、文部省調査局は国立教育研究所と国立国語研究所との協力の下に文部省内にローマ字教育実験調査研究会を設け、目的を明確にし、児童に対するローマ字の学習指導の内容、方法、評価等につき実験的に調査研究した。

この実験調査の目的は、義務教育期間中の普通の自然学級において国語教育の一環として行われているローマ字文の学習指導の効果を調査して、ローマ字教育上の種々の問題点を発見するとともに、調査の結果を分析・評価してローマ字教育に関する基礎的な資料を得ようとしたものである。調査に当たっては当然のことながら、当時の「学習指導要領 国語科編」に基づくこととしている。

実験学級は北海道から九州に至る全国各地の小学校から二〇学級を選んでいる。そして、ローマ字の学習指導時間は、年間を通して四〇時間以上を確保することを求めている。

また文部省内に設置されたローマ字教育実験調査研究会において、実験の方法、指導法、テスト問題等の立案、作成等に当たっており、各実験学級ともこれに従うこととし、調査の結果が一般的に概括され、比較できるようにしている。

当時、ローマ字のつづり方は単一化されていなかった。したがって、いわゆる訓令式・日本式・標準式のうちから、各学級は一つを選び、実験している。ただし、学習指導要領に「ほかの式のつづり方のローマ字文をも読むことができる。」という項目が掲げられているので、このことにも配慮するように求めている。

調査研究の一環である、学習指導の成果を確認するテストの結果として、読むこと、書くこと、文字それぞれにつき、おおよそ次のようにまとめることができる。要するに、読むことについては、学習指導要領に掲げられている目標は少なくとも無理ではないことが確認された。書くことについては撥音はつの表記(例、pan'ya パン屋、gen'i 原因)における切る符号「、」、大文字、小文字の使い分けなどについて特に注意すべきことが分かった。また、文字としては、k、p、s のように大文字と小文字とで形が同じようなものにかえて混乱が起ること、D、B、P、d、b、p などは左右が逆になる、いわゆる鏡文字が往々にしてあることなどが判明し、これらは初期に注意深く指導の手を個別的に差し伸べる必要があることが分かったなどである。

なお、ここで調査研究された結果などについて、国語審議会に設けられたローマ字調査分科審議会での審議を通し、国語審議会の総会におけるローマ字教育に関する資料として提出された形跡はない。ただ例えば、第三期国語審議会(昭和二九・七・三三・七)の報告書『国語審議会報告書3』中の「ローマ字教育の問題(ローマ字教育の問題)」に審議していくに当たり、「現場におけるローマ字教育の現状を分析して、ローマ字文の学習指導が実際にどうように取り扱われているかを知ること。」などを考慮しながら進める必要があると述べられているので、

具体的な審議の際にこの「ローマ字教育実験調査」が取り上げられたこともあつたらうと推測される。この調査の結果は、当時文部省著作として刊行されていた『国語シリーズ』の九、一〇、一八に収められている。

### 第九節 話し言葉・書き言葉の改善を目指して

#### 一 昭和二〇年代から三〇年代にかけての話し言葉・書き言葉の改善追求概観

この節では国語審議会の第一期から第七期まで（昭和二四～四二）に行われた審議とその成果のうち、話し言葉・書き言葉の両領域でその改善や標準化を追求しようとしたものをまとめて記述する。ただし、国語表記の基準については外来語の表記のみを取り上げ、内閣告示・訓令となったローマ字・送り仮名に関するものや、法令・公用文、地名・人名に関するものは他節に譲る。また、国語施策を全般的に見直した第六期国語審議会については、第一一節で扱う。

まず、各期における各領域の担当部会・小委員会とその成果を一覧にして示すと、左のとおりである。成果のうち《建議》《報告》は、部会・小委員会が提出した案を総会として議決し、文部大臣に建議又は報告したものの、《部会報告》は、国語審議会の中で部会から総会に報告したものである。

第一期（昭和二四・六～二七・四）

話しことば部会「話しことばに対する報告書」（昭和二七・三・一〇）《部会報告》

敬語部会「これからの敬語」（昭和二七・四・一四）《建議》

第二期（昭和二七・四～二九・四）

術語・表記合同部会「外来語の表記について」（昭和二九・三・一五）《部会報告》

標準語部会「標準語のために」（昭和二九・三・一五）《部会報告》

第三期（昭和二九・七～三一・七）

第二部会「話しことばの改善について」（昭和三一・七・五）《建議》

小委員会「正書法について」（昭和三一・七・五）《報告》

第一部会「同音の漢字による書きかえ」について（昭和三一・七・五）《報告》

第四期（昭和三一・二～三三・二）

話しことば部会「あらたまったものを言う場合にも出る方言」について（昭和三三・二・一八）《部会報告》

告》

第五期（昭和三四・三～三六・三）

第二部会「語形の「ゆれ」について」（昭和三六・三・一七）《部会報告》

第六期（昭和三六・一〇～三八・一〇）

第一部会・第二部会・第三部会「国語の改善について」（昭和三八・一〇・一一）《報告》（第四章第一一節参照。）

第七期（昭和三九・一～四一・一）

第二部会「発音の「ゆれ」について」（昭和四〇・二・二九）《部会報告》

右のほか、この期間において、学術奨励審議会学術用語分科審議会の所掌事務である学術用語の制定について

第九節 話し言葉・書き言葉の改善を目指して

て、国語審議會は同分科審議會から各分野の学術用語制定のたびに審査の依頼を受け、その都度回答を行った。

## 二 出発点としての「国語問題要領」

昭和二四年の改組後、国語審議會は国語の実情と問題を明確化するため、「国語白書」とも言うべき「国語問題要領」を作成し、翌二五年六月二日に文部大臣に報告した。以後の国語審議會の活動の出発点となったこの「要領」は、「2 国語の現状の分析」の「(3) 用語」の中で、新語の増加、外来語の吸収の行き過ぎが、次のような混乱を引き起こしていると指摘した。

- (イ) 一般にわかりにくい漢語はしだいに減ってきたが、同じ発音で意味のちがうものがまだ行われており、その上、漢字を組み合わせた耳なれないことがさかんに作られている。「写調」「車券」などはこの例である。
  - (ロ) 学術上の専門語についても、同じ概念をあらわす語が、分野によってまちまちなため、一般の理解を困難にしている場合がある。コンスタントを常数(数学・物理)、恒数(化学)、定数(工学)、不変数(経済)などとしているのはこの例である。
  - (ハ) 会話や印刷物を通じて、必要以上に外国語が用いられる一方、すでに常識的に通用している外国語をむりに漢語に訳しかえて、一般の理解をさまたげている場合もある。
- これらの解決にかかわったものが、先に挙げた国語審議會の成果のうち用語の整理に関するものや、学術用語分科審議會とのやり取りである。

「(3) 用語」に続く「(4) 発音」には、

- (ロ) 一般に国語の音韻についての関心が薄く、そのために(3)の(イ)に述べたように、同じ発音で意味のちがうことが数多くできて、実生活上しばしば混乱の種をまいている。なお発声法についての関心も薄く、その知識や訓練がはなはだしく不足している。

との指摘がある。「3 国語問題の歴史的展望」の「(3) 口語文と話しことば」には、「話しことばについては、社会生活の上からも、国語教育の上からも、従来その重要性があまりみとめられず、指導の点にも具体的な方策が確立されていない。」との問題提起もあった。これらについては、第一期・第四期の話しことば部会や、「話しことばの改善について」をまとめた第三期の第二部会などが問題とした。

先の「(4) 発音」に続く「(5) 語法および文体」には、次のような指摘があった。

これは(3)の用語にも関係することであるが、敬語法があまりにも複雑であり、特に人に関する代名詞の種類が多いことは、戦後しばしば問題になった。これは一面、社会生活の反映であると同時に、社会生活と言語とのずれに基くものであって、教育上重要問題の一つといわれる。

また、標準語は、これまで東京の教養ある社会のことばを取りあげるようにいわれてきたが、その標準にもあいまいな点がある。書きことばの場合に、文学語として用いられる口語文体は、ほぼ安定したとみとめてよいが、実用文の問題、話しことばとしての標準語や方言の問題、また、対話・講演・演劇・映画・放送などにわたる諸問題については、まだ考えなければならない点が多い。

このうち、標準語については第二期の標準語部会が正面から扱い、第五期・第七期の第二部会は語形のゆれ、発音のゆれを精査した。第四期の話しことば部会は方言の調査を行った。「対話・講演・演劇・映画・放送など

にわたる諸問題」及び敬語については、第一期の話しことば部会と敬語部会が、直ちに取り組んだのである。

### 三 話し言葉の改善への取組 —— 第一期～第四期 ——

#### 1 第一期国語審議会「話しことば部会」の活動と部会報告

##### (一) 話しことば部会の審議経過

第一期国語審議会の話しことば部会は、医学博士で日本放送協会評議員の颯田琴次を部会長とし、映画・演劇関係者（日本映画連合会事務局長の池田義信、演劇学の河竹繁俊など）や作家の舟橋聖一、それに国立教育研究所の石黒修治らを含む九名の部会である。昭和二五年六月一四日から二七年二月一八日まで、計二〇回の部会を開催した。その間、第八回及び第一二回総会（昭和三五・一〇・三〇、二六・一〇・三三）で、颯田部会長は、同部会では話し言葉とは何かということから始め、まず「いやなことば」（用いたくない語）を集め、次いで国立国語研究所や放送局関係者から話を聞いたこと、また、NHKと国立国語研究所の協力によって話し言葉の基本型を収集し、審議していることなどを報告している。

『国語審議会報告書』（文部省、昭和二七）に整理された同部会の活動概要によれば、「部会では、まず話しことばの本質や範囲がいまいで、人によってみるところが異なるので、これを確定する必要を認め、暫定的に、「話しことばは、だれが、だれに、いつ、どこで、話しても書いても、おかしくないことば」と定義した。この定義に基づいて「洗練された純正なことばを発展させるには、どんな対策を講じなければならないか」を考えることとし、「比較的大きな組織をもち、一般大衆と接触する面が多く、また大衆に及ぼす影響の著しい方面」とし

て、「映画・演劇・ラジオ・演芸」、「講演」、「学校」の各分野を選び、それらにおける話し言葉を検討し、取りまとめたものを昭和二七年三月一〇日の第一三回総会に報告した。

##### (二) 話しことば部会報告（「話しことばに対する報告書」）の概要

第二三回国語審議会総会における話しことば部会の報告の要点（表記は原文に従う。）は、およそ次のようである。

##### ① 映画・演劇・ラジオ・演芸

大衆との接触面が広い映画・演劇・ラジオ・演芸などの関係者は、この領域において使用される話しことばの効果影響力、特に小中学生への影響力の大きいことに留意し、話しことばへの関心を寄せ、進んでその研究に従事し、「避けたい話しことば」を整理し、「勧めたい話しことば」を使用することが望ましい。

日常会話を規制することが先決であり、語彙ばかりでなく語法についてもじゅうぶん研究し、通りのよいことばを形成しなければならぬ。映画・演劇・演芸などの当事者の、話しことばへの関心をよび起こし、パブリックスピーキングのシステムが構成されることにより、「話しことばの文法」を作ることとも可能となる。

気ままに新語・新語法を生じ、聞いて感じの悪い、又は意味の分かりにくい語彙を生ずることに對し、ラジオは多少の阻止的な役割を演ずる機能を持つ。ラジオと「話しことば」との連関はじゅうぶん重視され、利用されなければならない。シナリオライターなどの関心と注意をよび起こすべきである。

##### ② 講演

講演の話しことばは、今日なお依然として「書きことば」が用いられ、全体のことばがまだ話しことばになつていない。

## ③ 小学校および中学校における話しことば

よい話しことばの普及は、成人よりも低学年の生徒を対象とした場合に、より効果的に行われると期待される。従来の国語教育は、主として「読み」「書き」の訓練に重点が置かれていた。小学校における初等国語教育は、正しい、よい話しことばの教授に力点を置いて開始されることが望ましい。

聴覚を主とした教授法を実施するにあたり、リンガフォンの利用や国語教育のモデルスクール設立も考えられる。しかし、まず話しことばの基本文型を選定し、これを基礎として純正な話しことばの教育を奨励することが急務であると認め、ひととおりその文型を検討した。

話しことばの教育上、方言の処理は重大な問題である。映画・ラジオ・演劇・演芸方面においても、できるだけ純正な共通語の慣用を促したい。作家も特に必要のある場合のほかは方言の駆使を避けることに協力されるよう希望する。

## 2 第三期国語審議会第二部会と建議「話しことばの改善について」

第三期国語審議会の第二部会は、話し言葉を審議対象とし、「標準語の問題を、音声的方面にもわたって、演劇・映画・放送・マスコミユニケーションを含めて審議する。」という趣旨で設置された。部会委員は、国文学の池田弥三郎、心理学の波多野完治ほか、演劇、放送、教育などの分野の一八名で、部会長には、第一期に話しことば部会長、第二期に術語部会長を務めた颯田琴次が就任した。

第一回の部会（昭和二九・二・二二）で、この第二部会は、第一期の話しことば部会及び敬語部会、第二期の標準語部会と内容上関係があることを確認、教育・放送・映画・演劇の小委員会を設け、それぞれ小委員会を開催し

た後、その結果に基づき、各種の具体的な問題について、第二回以降の部会で討議した。その間、外国人に対する日本語教授の実際を視察し、また幼稚園・小学校・中学校の教員との懇談会も催した。同部会は昭和二九年一月から三一年六月にかけて計二〇回開催された。

以上の審議の結果、作成した建議案「話しことばの改善について」は、第三二回総会（昭和三二・七・五）に提出、可決され、国語審議会はこれを同日付けて清瀬一郎文部大臣あて建議した。内容は左のとおりで、学校における話し言葉教育の推進、そのための指導者養成、それらの前提として言葉教育の科学的再検討、また、話し言葉に関する根本的・継続的な調査の実施の必要性を指摘している。

## 話しことばの改善について（建議）

書きことばの研究と教育とはすでに相当に進んでいます。話しことば（いわゆる音声言語）の研究と教育についても、なお、いっそう改善・くふうを図る必要があると認め、次の各項を建議します。

- 1 話しことばの教育を特に学校教育において、いちだんと推進する必要がある。
- 2 「1」のためには、話しことば教育の指導者を養成する方策を、できるだけ早く立てなければならぬ。たとえば、とりあえず既設の大学その他の機関内に講座を置くなどの方法を講ずる。
- 3 「1」「2」のためには、話しことばの教育を科学的方法にもとづいて検討しなおす必要がある。
- 4 以上三項の対策と平行して、話しことばに関する必要な調査をいっそう根本的に、継続的に実施する。

する必要がある。

これによって話しことばに対する社会的関心が高められることを期待します。

国語審議会は、これが実現をはかるため国立国語研究所・国立教育研究所その他の機関において具体的に研究されることを要請します。

なお、同総会において颯田部会長は、次の内容の第二部会審議経過報告（「国語審議会報告書」）（文部省、昭和三五から引用）を行った。

- 1 放送・演劇・映画などにおける話しことばの実情の審議と、学校教育における話しことばの実際についての審議とを行い、また、外国人の日本語習得の方法について検討を行った。
- 2 その過程において、われわれは次のような実情を知り、問題の所在を明らかにすることができた。
  - (1) 学校教育における話しことばの教育は放送および録音によって進歩している一面もあるが、他の一面においては、一進一退の状態であるか、後退が見られたこと。
  - (2) 一般的には、今日なお、書きことばの偏重あるいは優先の空気があり、それが学校教育に反映しがちであること。
  - (3) 話しことばの教育について、科学的な指導・研究が普及していないため教育の現場において自信を持つことができないこと。
  - (4) 日本語の標準的表現（発音・発声などを含む）については、その具体化をはかるべきであり、標準語辞典の編集普及が要望される。

3 問題は以上につきてはいるわけではないが、まず、話しことばの教育の振興を推進しなければならないことを痛感した。

このように、第三期国語審議会においては、第二部会が、映画・演劇・放送・教育の各領域にわたり、話し言葉について審議する中で、教育面の整備の必要を強く認識して建議案を作成し、総会もこれを承認して文部大臣に建議したのであった。

### 3 第四期国語審議会「話しことば部会」から中央教育審議会への要請

第四期国語審議会の話しことば部会（颯田琴次部会長）（同部会については第四章第九節六―二を参照）は昭和三二年二月二日、第三期の建議「話しことばの改善について」の具体的処置を推進するため、教員養成課程の中にその趣旨が考慮されるよう、中央教育審議会会長に対し、部会としての要請を行った。第三七回国語審議会総会（昭和三三・一一・一八）で颯田部会長は、現在、放置できないほど乱れている話し言葉を救うには、まず、小・中学校各教科の教員に正しく美しい日本語を習得してもらうことが先決であり、将来の教員の資格として、各科を通じて「現代日本語学」の単位を取得しなければならないように考慮してほしいと要請した旨を報告した。文部省の北岡調査局長は同総会で、この要請に関し、「中央教育審議会としては、現在まだその内容を受け入れる段階になっていないが、趣旨はよく伝えてある。」と述べている。

以上のように、改組後昭和三〇年代初期までの国語審議会は、話し言葉について全般的に検討を加え、改善を図るべく提言し、特に話し言葉教育の重要性を認識して教育方面への働き掛けを行ったのである。

## 四 民主主義時代の敬語への提言——第一期国語審議会 建議「これからの敬語」——

## 1 敬語部会の審議

第一期国語審議会に設置された敬語部会は、言語学者の金田一京助を部会長とし、国語・国文学の安藤正次や折口信夫、哲学の務台理作など学識経験者、そして小・中・高等学校の校長で構成された九名である。同部会は、昭和二五年六月七日の第一回から二七年二月二九日の第一八回の部会まで、一年半余りの審議を通じて「これからの敬語」をまとめ上げた。

第一回の部会では、まず次の三説が検討された。

- 1 敬語法は日本語の美しい特徴であるから、これからもぜひ保存していかなければならない。
- 2 日本語の敬語法は封建時代の遺習であるから、これからの民主主義の世の中では、当然、清算すべきものである。

3 敬語法は尊敬感情の現れである。民主主義の基本は個人が互に他の個人を尊敬することにかかっているから、これからの世の中にも、ある程度の敬語は有用である。

検討の結果、結局1から3のうちの第3説を採用することとし、これに基づいて、「現代における敬語法の行ききをいましめ、誤用を正して、できるだけ平明・簡素な形に整理する。」という方針で第二回以降の審議を進めていくことに決定した。

この部会の審議資料二〇点が、検討事項・領域を表している。

〔敬語部会提出資料一覧（一）は提出者〕

- 1 敬語は有用か無用か【金田一委員】
- 2 敬語法上の問題のありどころ【国語課】
- 3 敬語法上の術語について【国語課】
- 4 代名詞の用法について【国語課】
- 5 小・中学校（男女）の自称代名詞を自由作文のなかからひろってみた一つの統計資料【国語課】
- 6 女性の自称について【国語課】
- 7 各種低学年教科書における「お」の用例【国語課】
- 8 「お・ご」の用法【国語課】
- 9 敬称について【国語課】
- 10 新聞紙上の敬称の用例【国語課】
- 11 皇室用語（案）（昭和22年8月当時の宮内当局と報道関係者との協議になるもの）〔うっし〕【国語課】
- 12 皇室用語の問題【国語課】
- 13 動詞の敬語法【金田一委員】
- 14 教室用語【国語課】
- 15 対象の性別による「くん」と「さん」との新しい用法について【国語課】
- 16 あいさつ語【国語課】
- 17 商業主義と敬語【国語課】
- 18 公務員の用語について【国語課】
- 19 これまでのとりまとめ【国語課】
- 20 「これからの敬語」第1稿・第2稿【金田一委員・国語課】

敬語部会が作成した「これからの敬語」は昭和二七年四月二四日の第一四回総会で可決され、同日、天野貞祐文部大臣に建議された。

## 2 「これからの敬語」の内容

「これからの敬語」は、文部省が作成した一〇ページ余りの小冊子に収まる簡潔なもので、次のような構成になっている。

まえがき	
基本の方針	
1 人をさすことば	
(1) 自分をさすことば	(2) 相手をさすことば
2 敬称	
3 「たち」と「ら」	
4 「お」「ご」の整理	
(1) つけてよい場合	(2) 省けば省ける場合
(3) 省くほうがよい場合	
<hr/>	
5 対話の基調	
6 動作のことば	
7 形容詞と「です」	
8 あいさつ語	
9 学校用語	
10 新聞・ラジオの用語	
11 皇室用語	
12 むすび	

冒頭の「まえがき」は、「この小冊子は、日常の言語生活における最も身近な問題を取り上げて、これからはこうあるほうが望ましいと思われる形をまとめたものである。」と、「これからの敬語」の性格を明らかにしている。

「基本の方針」は四つ示されており、その1では、「これまでの敬語は、旧時代に発達したままで、必要以上に煩雑な点があった。」と従来の敬語の問題点を指摘し、「これからの敬語は、その行きすぎをいましめ、誤用を正し、できるだけ平明・簡素にありたいものである。」との考えを示している。この考え方は、先に述べたように、敬語部会の第一回で確認されたものであった。

「基本の方針」の2は、「これまでの敬語は、主として上下関係に立つて発達してきたが、これからの敬語は、各人の基本的人格を尊重する相互尊敬の上に立たなければならぬ。」と、敬語使用の基となる人間関係のとらえ方の転換を提唱する。「これからの敬語」発表後の昭和二十七年六月に発行された『これからの敬語 解説』（文部省調査普及局国語課長 原敏夫、文部事務官 三宅武郎、同 福田量平の共編。東洋館出版社刊）は、ここでいう「基本的人格」について、「たとえは赤んぼでも、生まれると同時にそなえている人間としてのとうとさ。それは、ふつうにいう人格（高いとか低いとかの）をこえたところにみとめられるもの。」と注釈している。また、この「基本の方針」の2について、「これまでの敬語は、封建時代に発達してきたものですから、主として身分の上下関係をあらわすことばづかいになっています。これからの民主時代では、むしろ、よこに対等の関係で、すべての人が、たがいに他の基本的人格を尊重しあうところから、しぜんにあらわれてくる敬語でなければなりません。」と、「これまで」「旧時代」を「封建時代」、「これから」を「民主時代」と具体的に言い換えて解説している。

「基本の方針」の3と4は使用者や場面を特定して示した方針であり、3では女性の言葉における敬語・美称の使い過ぎを、4では商業方面での「不当に高い尊敬語や、不当に低い謙そん語」の使用を戒めている。

続く1～11の各論の筆頭は「人をさすことば」である。これは先の「国語問題要領」で、「敬語法があまりにも複雑であり、特に人に関する代名詞の種類が多いことは、戦後しばしば問題になった。」と指摘した問題に対

する回答であると言えよう。自称及び対称の代名詞が多種存在する中で、「自分をさすことば」は「わたし」を、「相手をさすことば」は「あなた」を「標準の形とする。」とした。自称において、「わたくし」ではなくて「わたし」を標準として採用した上で、「わたくし」を「あらたまつた場合の用語」と位置付けて整理し、「よく」を男子学生の用語として認知しつつ「社会人となれば」、「あらためて「わたし」を使うように、教育上、注意すること。」としたこと、対称において、手紙(公私とも)でも「貴殿」「貴下」を廃して「あなた」で通用するようにありたい。」としたことなど、全体に「簡素化」の基本方針を具体化した形となっている。

各論の「2 敬称」は、「さん」を標準の形とする。」とした。また、「さま(様)」は「主として手紙のあて名に使う。」「将来は、公用文の「殿」も「様」に統一されることが望ましい。」として、「様」にはあて名用語としての位置付けを与えた。「くん(君)」は、自称の「よく」同様「男子学生の用語」とされ、「社会人としての対話には、原則として「さん」を用いる。」と念を押している。また、職場用語の「先生」「局長」「課長」「社長」「専務」などには、男女を通じ、「さん」をつけて呼ぶには及ばない。」と付け加えている。

3 「たち」と「ら」では、1)「たち」を、「わたしたち」のように自分側に付けてよいこと、2)「ら」は書き言葉で「A氏・B氏・C氏ら」のようにだれにも使つてよいことを示した。

4 「お」「ご」の整理」では、まず、(1) つけてよい場合」として、1)相手の物事を表す「お」「ご」で、それを訳せば「あなたの」という意味になるような場合(「お帽子」「ご意見」など)、2)真に尊敬の意を表す場合(「先生のお話」など)、3)慣用が固定している場合(「おはよう」「ごほん」「おいでになる」など)、4)相手の人に対する物事である関係上、つける慣用が固定している場合(「お手紙(お返事・ご返事)をさしあげましたが」など)、の四つを挙げ、次いで、「女性のことばとしては「お」が付くが、男子のことばとしては省いていえるもの」として挙げた「お」

米「「お」菓子」「お」茶わん」「お」ひる」を(2)省けば省ける場合、「(お)チョコッキ」「(お)ビール」(「(お)芳名」「(お)令息」などを(3)省くほうがよい場合」と分類している。

5 対話の基調」では、「これからの対話の基調は「です・ます」体としたい。」とした上で、講演の「であります」や改まった場合の「でございます」など、また親愛体としての「だ」調の使用を制限するものでないことを付け加えている。6 動作のことば」では、動詞の敬語法を、I「れる」「られる」の型(「書かれる」「受けられる」)、II「お——になる」の型(「お書きになる」「お受けになる」)、III「わゆるあそばせことば(「お書きあそばす」「お受けあそばす」)の三つの型に分類し、Iは「すべての動詞に規則的につき、かつ簡単でもあるので、むしろ将来性があると認められる。」、IIを「お——になられる」という必要はない」、IIIは「これからの平明・簡素な敬語としては、おいおいにすたれる形であろう。」とする。7 形容詞と「です」では、久しく問題となっていた「大きいです」「小さいです」などの形容詞の結び方を、「平明・簡素な形として認めてよい。」とし、「8 あいさつ語」では、「おはよう。」「おはようございます。」「おやすみ。」「おやすみなさい。」などを挙げて、「慣用句として、きまつた形のままでもよい。」とする。

9 学校用語」では、ここまで挙げてきた原則を学校での言葉遣いに当てはめている。すなわち、女の先生に「(お)教室」「(お)チョーク」など「お」の使い過ぎの傾向があることを指摘して注意を促し、先生と生徒の対話においても「相互に「です・ます」体を原則とすることが望ましい。」とする。また、父母や先生に対する敬語を、戦前の「おっしゃった」「お——になった」などと戦後の「言った」「何々した」などとの「中庸を得た」い」として、「きた」でなく「こられた」「みえた」などの使用を推奨している。

10 新聞・ラジオの用語」では、一般に文章・用語が易しくなり、敬称も「さん」が多く使われるように

なつたことを「妥当である」とし、一方、社会的記事では「翁・女史・ちゃん」などを、「その事による文体上の必要に応じて用いること」を認めている。「11 皇室用語」については、昭和二年八月の宮内当局と報道関係との間の基本的了解（特別に難しい漢語を使わず、普通の言葉の範囲内で最上級の敬語を使う。例えば、「玉体 聖体」は「おからだ」、「天顔・龍顔」は「お顔」、「宝算・聖寿」は「お年・ご年齢」、「たふ 叙慮・たふ 聖旨・たふ 宸襟・たふ 露旨」は「おほしめし・お考え」や、国会開会式における「勅語」が「おことば」に、自称の「朕」が「わたくし」になつたことを紹介、報道上の用例も平明・簡素な敬語の目標になつてゐることを述べている。

「12 むすび」においては、一般に、社会人としての対話が相互に対等で敬意を含むべきこと、公衆と公務員との間や各種職場の職員相互の言葉遣いが、「です・ます」体を基調とした、やさしい、丁寧な形でありたいことを述べ、戦後、窓口の言葉や警察職員の言葉遣いがこの線に沿つて実践されているのを、「いっそうその傾向が普遍化することが望ましい。」としてゐる。

この「これからの敬語」を議決した第一四回総会（昭和二七・四・一四）で、土岐善磨会長は、「御承知のように、この敬語の問題はすでに新聞に取り上げられた。こういうものが出るとかなり世間からきびしい批判を受けるのだが、今度の場合ははなはだ好意的に迎えられた観がある。」と世間の反応を紹介している。

「これからの敬語」は、ほぼ半世紀を隔てた平成一二年の答申「現代社会における敬意表現」の登場まで、国語審議会が敬語について示した唯一の見解として、各方面で参照された。

## 五 表記の標準化への取組

—— 外来語の表記、同音の漢字による書換え、正書法と仮名遣い、学術用語 ——

ここでは、第二期、第三期国語審議会が取り組んだ、外来語、漢語、和語における表記の標準化の問題を中心に述べ、付随して学術用語への対応についても取り上げる。三種の表記の標準化とはすなわち、一九項の原則を立てた外来語の表記、漢語における同音の漢字による書換え、及び、正書法の考えに基づき語意識を基準とする仮名遣いの提案である。外来語の表記については部会から総会への報告にとどまったが、実質的に各方面で参考とされた。後二者は、国語審議会から文部大臣に報告された。

### 1 第二期国語審議会 部会報告「外来語の表記について」

#### (一) 第二期国語審議会における、外来語の表記に関する審議

第二期国語審議会は、第一六回総会（昭和二七・六・三〇）で漢字部会、表記部会、術語部会など六部会を設置した。そのうち表記部会は金田一京助、波多野完治などの学者と、新聞社など報道関係者、カナモジカイの松坂忠則ら一三名で、部会長には保科孝一が就任した。術語部会は元文部次官の有光次郎、理学博士の大塚明郎、医学博士の緒方富雄などを含む一五名で、部会長は颯田琴次が務めた。金田一ら三名が両部会を兼任し、また有光は学術奨励審議会学術用語分科審議会議長でもあった。

折しも七月一七日付けで学術用語分科審議会から国語審議会に対し、外来語表記の問題を中心とする学術用語

の表記法に関する質問があつた。発足して、まず外来語表記の原則を審議することを決めた表記部会は、この質問を取り上げて三回の審議を行い、術語部会でも回答案を作成するために二回の審議を行った後、両部会は一〇月から一二月にかけ合同部会を四回開いて回答案を作成、同年一月一八日の第一七回総会に提出した。総会はこれを正式に決定し、同日付けて国語審議会会長から学術用語分科審議会会長あて回答を出すとともに、文部大臣に報告した。その内容は、例えば、「外来語をかな書きにする場合、さしつかえないかぎり、「ファ」「フィ」「フェ」「フォ」・「ヴァ」「ヴィ」「ヴ」・「ヴェ」「ヴォ」の代りに、「ハ」「ヒ」「ヘ」「ホ」・「バ」「ブ」「ベ」「ボ」と書く。」(例…プラットホーム、バイオリンなど)、「外来語をかな書きにする場合、さしつかえないかぎり、「テイ」「ディ」の代りに、「チ」「ジ」と書く。」(例 チーム、ラジオなど)、「原語のつづりの終りの er, or, ar などをおこな書きにする場合には長音符号「ー」を用いる。ただし、省く慣用のあるものや、これから造る術語では、必ずしもつけなくてよい。」(例 エレベーター、スリッパなど)といったもので、「外来語および外国の地名・人名の表記の一般方針については、今後なお審議する予定である。」という一項も含まれている。

その後、術語部会と表記部会は合同で外来語表記の一般方針を審議した。その過程で、外来語を表記するのに原語の発音に即した表記を採るべきか、あるいは、国語に外国語を取り入れた際に起こる国語化した発音を基にした平易な表記を採るべきかの根本態度について、しばしば議論が繰り返された。

『国語審議会報告書』(文部省、昭和二九)の整理するところによれば、原語の発音に即すべきものとす説の論拠は、「ことは、その内容を的確に理解し、また、これをもって社会にその用を便ずるために教育されるべきであり、外来語に關しても、外国語の教育と関連をもたせた教育が必要である。しかるに、明治以来漢字音をかんで教育してきたため、日本語の音韻は少なくされており、外来語の発音としては、くずれた発音が国民の間に

行われている。いま、外来語を原語の発音に近づけるということは、日本人の発音として努力することができ最大限をつくることになる。」というところにある。これに対して、「原語にも、英語・ドイツ語・フランス語などいろいろあつて、その字に対する発音がそれぞれ異なっているから、それらに忠実に外来語を書き表わすということは不可能である。したがつて、原語の発音に即した表記を採つても、原語でもなく、また日本語でもないものを新しく日本語に加えることになるだけである。また、国語の厳密な発音指導が行われていない現在、原語の音に基く教育を義務教育過程にまで施すことは、理想論というべきである。国語政策は、国民のすべてが協力することが出来るものを決めるべきであり、その見地から、ことばにおける慣用、その国民的傾向は尊重されなければならぬ。」という意見が多数であつた。

結局、多数意見に基づき、

- (1) その表記が、国民一般に行われやすいことをたてまゑとする。
- (2) その表記の社会における慣用の、濃い薄いを合わせ考へる。

(3) 表記が二様にわたり、まだ固定しない語が多いため、それらの語については一々について審議する。という方針で、新聞・辞書・放送関係等各方面の資料から、社会一般に通用している度合の高いと思われる語を選んで具体的に審議を進め、一九項の原則を立てた。表記が二様にわたる語については、原語の発音として我々が聞き取る音を基準とし、これが国語音に近づいて平易になったものを探ることを方針としたが、慣用の固定したものの、又は原語の発音に近く書く慣用の久しく行われているものは、これに従つた。そこで、多くの原則に例外が示されることになった。また、「外来語用例集」を付し、表記上迷いやすい語についてはそこに具体的に示すこととした。



し、原音の意識がなお残っているものは、「テイ」「デイ」と書いてもよい。　　ティー (Tea)　ビルディング (Building) は、先の学術用語分科審議会への回答に幅を持たせた内容となっている。これらのほか、ただし書きの付いた項目には、次のものがある。

- 12 原音における「シエ」「ジエ」の音は、なるべく「セ」「ゼ」と書く。　セパード　ただし、原音の意識がなお残っているものは、「シエ」「ジエ」と書いてもよい。　シエード　ジエットエンジン
- 13 原音における「ウイ」「ウエ」「ウオ」の音は、なるべく「ウイ」「ウエ」「ウオ」と書く。　ウイスキー　ウエーブ　ただし、「ウ」を落す慣用のあるものは、これに従う。　サンドイッチ
- 14 原音における「クア」「クイ」「クエ」「クオ」の音は、なるべく「カ」「クイ」「クエ」「コ」と書く。　クイズ　イコール　ただし、原音の意識がなお残っているものは、「クア」「クイ」「クエ」「クオ」と書いてもよい。　スリークオーター

16 原語 (特に英語) のつづりの終りの *ph* *th* *ch* などをかながきにする場合には、長音符号「ー」を用いる。　ライター　ただし、これを省く慣用のあるものは必ずしもつけなくてもよい。　スリッパ　さらに、他の項目も、「8　イ列・エ列の音の次の「ア」の音は、「ヤ」と書かずに「ア」と書く。　ピアノ　ヘアピン　〔例外〕ダイヤ　ベニヤ」「9　原音における「トゥ」「ドゥ」の音は、「ト」「ド」と書く。　ゼント　ルマン　ドライブ　〔例外〕ツーピース　ズック」「15　Xを「クサ」「クシ」「クス」「クソ」と発音する場合は、「キサ」「キシ」「キス」「キソ」と書かないで、なるべく「クサ」「クシ」「クス」「クソ」と書く。　タクシー　ボクシング　〔例外〕エキストラ (エクストラ)　テキスト (テクスト)」のように、例外の付いているものが多い。原音、国語化音、慣用的表記という多元的な基準の交差の上に原則を立てることから来る複雑さが

現れたものと言えよう。なお、原語で二語以上が一緒になったもののつなぎの符号「・」「\_」などについては決定が留保された。

術語・表記合同部会としては、「この原案が、御審議の結果、総会の承認を得れば、社会一般に普及するよう適当な処置をとられることを文部大臣に建議したいと考えている。」(保科表記部会長)として、総会に提出した。しかし、総会では「フィ・ファイ、フェ・フエ」「フィルム・フィルム、フェルト・フェルト」や、「ウイ」と「ワイ」、「シエ」と「セ」などの具体例と、それぞれを支持する考え方、あるいはこの案を建議すべきか否かなどについて、様々な対立意見が出されたため、土岐会長は、ここで建議案にすることは無理だとの合意を得た後、「部会で到達した成果の報告を受け、総会がそれを聞いたということにする。」としてこの問題の審議を終えた。ただし、国語審議会としての報告文には、「昭和二十九年三月第二〇回総会で別紙のとおり部会における審議の結果が報告された。ついては、この趣意がひろく社会に普及し、一般に実行されることが望ましい。」との文言が入れられた。この部会報告は、平成三年に内閣告示『外来語の表記』が制定されるまで、公用文や教科書、新聞などの表記のよりどころや参考資料としての役割を果たすこととなった。

## 2 学術用語に関する対応

前項に述べた昭和二十七年におけるやり取りの後も、国語審議会は学術用語分科審議会と連絡を取り合った。例えば、二十七年二月一八日の国語審議会からの回答の中に、「原語のつづりにおける *ph* の *h* は原則として「ア」と書く。」とあり、語例の中に「ダイアル」があった。これに対し、学術用語分科審議会の電気用語専門部会としては、電気工業界では「ダイヤル」が一般用語になっているので、今となっては「ダイアル」に変更する

ことは混乱をきたすおそれがあるとして、有光分科審議会長を通して国語審議会に配慮を求めた。国語審議会は土岐会長名で、語例から「ダイアル」を削除する旨 回答した。さらに、昭和二十九年三月二日付けで、学術用語分科審議会は国語審議会に、数学・物理学・動物学・土木工学・探鉱や金学の各用語の選定原案について、文部大臣への答申に先立って原稿の検討を依頼した。これに対する国語審議会の回答は次のようであった。

昭和二十九年三月二日付学用分第9号で御依頼のあった学術用語の検討について回答します。

貴審議会における学術用語制定に際し、当審議会の決定を尊重されたことに対し感謝します。

学術用語（数学・物理学・動物学・土木工学・探鉱や金学）中の用語の表記については、審議の御努力に敬意を表します。ただ、中にはなおくふうを要するものがあることは、おそらく審議の過程において種々御討論のあったことと察せられます。この点については、将来さらに相互の密接な連絡に期待します。

以後の期の国語審議会でも学術用語分科審議会とのやり取りがあった。第三期には、化学、機械工学、建築学、船舶工学、植物学の用語、及び工業標準用語について審査案検討の依頼を受け、回答した。

### 3 第三期国語審議会第一部会と「同音の漢字による書きかえ」

#### (一) 第一部会の審議

第三期国語審議会には、表記の問題を扱う第一部会と、話し言葉の問題を扱う第二部会が設置され、そのうち第一部会の任務は、広く文芸・教育の面なども考慮しながら、漢字・仮名遣い、その他表記法の問題について審議することとされた。部会委員は、国語・国文学、その他の学識経験者、教育、報道などの分野からの二四名で、部会長には東京教育大学教授で文学博士の原富男が選出された。

同部会は、まず現代かなづかいの適用上の問題点を取り上げて審議し、「現代かなづかいの適用について」をまとめて第二九回総会（昭和三〇・一一・一〇）に提出した。その内容は、現代かなづかいの細則中、二語の連合や同音の連呼によって生じた「ぢ・づ」、オに発音される「ほ」（「お」と書く）、及び助詞の「は」に関する項目について、用例を豊富に示したものであったが、「ぢ・じ」「づ・ず」の書き分けの基準が明確でなかったため異論が出て、国語審議会としての決定には至らなかった。

その後、同部会が取り組んだのが、同音の漢字による書換えの問題である。昭和二十一年に制定された当用漢字表は、「法令・公文書・新聞・雑誌および一般社会で、使用する漢字の範囲を示したもの」（まえがき）であるが、この漢字表の範囲に限って漢字を用いて国語を書き表そうとするなら、従来それ以外の漢字を用いて表記していた語をどう取り扱うかという問題が生じる。当用漢字表の「使用上の注意事項」には、「この表の漢字で書きあらわせないことばは、別のことばにかえるか、または、かな書きにする。」とある。これを具体的な一語一語について考えていく必要がある、分野によってはそれぞれ用語集を作成して対応しつつあった。

この問題について、当用漢字の円滑な適用を目指して一般的に検討したのが今回の取組であった。表外漢字を含む語の言い換え、書換えの一つとして、元の語の音を変えないで、当用漢字表中の同音の漢字に書き換えるという方法があり、一般社会でも既に行われていた。国語審議会としては、それらの用例を広く収集して、その適当なものを選定することにしたのである。

審議の材料には、文部省国語課が左の資料から五二〇語を集めて作成した「同音の代用字・代用語」が用いられた。

1 日本新聞協会編「新聞用語言いかえ集」 2 文部省編「文部省刊行物 表記の基準」

- 3 文部省編「學術用語集 既刊各編」
- 4 文部省著作「中等国語」
- 5 国語審議会建議「法令用語改正例」
- 6 金田一京助編「明解国語辞典」
- 7 その他

審議に当たっては、書換えの根拠があり比較的無難なものなるべく選ぶ、という方針が取られ、一語一語慎重に審議した結果を次の五項に整理した(×を付したものは当用漢字表外の字)。

- 一 同じ字源か、または正俗同字のもの (例) 廻<sup>×</sup>転<sup>×</sup>→回<sup>×</sup>転<sup>×</sup> 管<sup>×</sup>絃<sup>×</sup>楽<sup>×</sup>→管<sup>×</sup>弦<sup>×</sup>楽<sup>×</sup> 吃<sup>×</sup>水<sup>×</sup>→喫<sup>×</sup>水<sup>×</sup>
- 二 音通のもの (例) 火焰<sup>×</sup>→火<sup>×</sup>炎<sup>×</sup> 格<sup>×</sup>闘<sup>×</sup>→格<sup>×</sup>闘<sup>×</sup> 稀<sup>×</sup>薄<sup>×</sup>→希<sup>×</sup>薄<sup>×</sup>
- 三 同じ意味か、または似た意味の語を借りたもの (例) 衣裳<sup>×</sup>→衣<sup>×</sup>装<sup>×</sup> 撒<sup>×</sup>布<sup>×</sup>→散<sup>×</sup>布<sup>×</sup> 蒐<sup>×</sup>集<sup>×</sup>→收<sup>×</sup>集<sup>×</sup>
- 四 新しく造語したもの (例) 慰藉<sup>×</sup>料<sup>×</sup>→慰<sup>×</sup>謝<sup>×</sup>料<sup>×</sup> 漁<sup>×</sup>撈<sup>×</sup>→漁<sup>×</sup>労<sup>×</sup> 根<sup>×</sup>柢<sup>×</sup>→根<sup>×</sup>底<sup>×</sup>
- 五 単に音を借りたもの (例) 一<sup>×</sup>挺<sup>×</sup>→一<sup>×</sup>丁<sup>×</sup> 装<sup>×</sup>釘<sup>×</sup>(<sup>×</sup>頓<sup>×</sup>)→装<sup>×</sup>丁<sup>×</sup> 庖<sup>×</sup>丁<sup>×</sup>→包<sup>×</sup>丁<sup>×</sup>

部会ではこれらに更に検討を加え、報告案「同音の漢字による書きかえ」を取りまとめて第三二回総会(昭和三二・七・五)に提出した。原部長は、次のように提案の趣旨を説明している。

これは言いかえではなく、現に日本語として生きて使われている語で、漢字が当用漢字表にないものを、当用漢字表中の漢字におきかえたものである。それには、音の同じもので意味もなるべく近いもの、同じ字源かまたは正俗同字のもの、普通のものなどいろいろくふうして選んだものであるが、大部分が現在社会では使われており、今日の段階では、このへんが妥当であろうと思うところである。国語審議会では、さきに当用漢字を決めたが、今日までその具体的な取扱が示されていなかった。その責任の一端を果すうえにもこの「漢字のおきかえ」を総会で認めていただいて、広く世間に発表されるようお願いする。

総会は同案を可決、同日付けで松村謙三文部大臣に報告した。

(二) 報告「同音の漢字による書きかえ」について

「同音の漢字による書きかえ」について(報告)は、趣旨説明と凡例を内容とする前文と、一字の漢字及び二字から四字までの熟語、計三四一についてその書換えを示した一覧とから成る。文部大臣への報告文には、「当用漢字を使用する際、これが広く参考として用いられることを希望する。」とあり、前文の第一項目にも、「これが広く一般社会に用いられることを希望する。」と、一般への普及を望む審議会の意向を表している。掲げられた書換えには、「<sup>×</sup>糺<sup>×</sup>明<sup>×</sup>→<sup>×</sup>糾<sup>×</sup>明<sup>×</sup>」のように同字で単に字体の異なるだけのものや、「<sup>×</sup>撒<sup>×</sup>水<sup>×</sup>→<sup>×</sup>散<sup>×</sup>水<sup>×</sup>」のようにいわゆる慣用音によったものもある。また、国語審議会建議「法令用語改正例」にあるものには「<sup>×</sup>法<sup>×</sup>」、學術用語集各編及び医学用語集収載のものには、「<sup>×</sup>物<sup>×</sup>」(學術用語集物理学編)、「<sup>×</sup>船<sup>×</sup>」(同船舶工学編)、「<sup>×</sup>鉞<sup>×</sup>」(同鉞物や金学編)、「<sup>×</sup>医<sup>×</sup>」(医学用語集)などの注記が添えられている。

漢字・語句の例を挙げておく。

- |  |  |  |  |   |  |  |
|--|--|--|--|---|--|--|
| 愛 <sup>×</sup> 慾 <sup>×</sup> →愛 <sup>×</sup> 欲 <sup>×</sup>                                   | 安 <sup>×</sup> 佚 <sup>×</sup> →安 <sup>×</sup> 逸 <sup>×</sup>     | 暗 <sup>×</sup> 誦 <sup>×</sup> →暗 <sup>×</sup> 唱 <sup>×</sup>   | 意 <sup>×</sup> 嚮 <sup>×</sup> →意 <sup>×</sup> 向 <sup>×</sup>     | 叡 <sup>×</sup> 智 <sup>×</sup> →英 <sup>×</sup> 知 <sup>×</sup>                  | 掩 <sup>×</sup> 護 <sup>×</sup> →援 <sup>×</sup> 護 <sup>×</sup> | 蝨 <sup>×</sup> 虫 <sup>×</sup> →回 <sup>×</sup> 虫 <sup>×</sup> (医) |
| 恢 <sup>×</sup> 復 <sup>×</sup> →回 <sup>×</sup> 復 <sup>×</sup>                                   | 火 <sup>×</sup> 焰 <sup>×</sup> →火 <sup>×</sup> 炎 <sup>×</sup>     | 繫 <sup>×</sup> 船 <sup>×</sup> →係 <sup>×</sup> 船 <sup>×</sup> (法)   | 交 <sup>×</sup> 叉 <sup>×</sup> →交 <sup>×</sup> 差 <sup>×</sup> (法) | 昂 <sup>×</sup> (亢) <sup>×</sup> 奮 <sup>×</sup> →興 <sup>×</sup> 奮 <sup>×</sup> |  |  |
| 弘 <sup>×</sup> 報 <sup>×</sup> →広 <sup>×</sup> 報 <sup>×</sup>                                   | 讚 <sup>×</sup> →賛 <sup>×</sup>                                   | 七 <sup>×</sup> 顛 <sup>×</sup> 八 <sup>×</sup> 倒 <sup>×</sup> →七 <sup>×</sup> 転 <sup>×</sup> 八 <sup>×</sup> 倒 <sup>×</sup> | 車 <sup>×</sup> 輛 <sup>×</sup> →車 <sup>×</sup> 両 <sup>×</sup>     | 銓 <sup>×</sup> 衡 <sup>×</sup> →選 <sup>×</sup> 考 <sup>×</sup>                  | 篇 <sup>×</sup> →編 <sup>×</sup>                               |  |
| 抛 <sup>×</sup> 物 <sup>×</sup> 線 <sup>×</sup> →放 <sup>×</sup> 物 <sup>×</sup> 線 <sup>×</sup> (物) | 熔 <sup>×</sup> 岩 <sup>×</sup> →溶 <sup>×</sup> 岩 <sup>×</sup> (鉞) | 掠 <sup>×</sup> 奪 <sup>×</sup> →略 <sup>×</sup> 奪 <sup>×</sup>   | 諒 <sup>×</sup> 解 <sup>×</sup> →了 <sup>×</sup> 解 <sup>×</sup>     | 聯 <sup>×</sup> 合 <sup>×</sup> →連 <sup>×</sup> 合 <sup>×</sup>                  |  |  |
| 彎 <sup>×</sup> 曲 <sup>×</sup> →湾 <sup>×</sup> 曲 <sup>×</sup> (法)                               |  |  |  |   |  |  |

国語審議会の意図どおり、その後、これらの書換えの多くは一般社会に広く定着することとなった。

## 4 第三期国語審議会小委員会と「正書法について」

## (一) 正書法に関する審議経過

昭和三〇年七月二日、第三期の国語審議会は中央教育審議会答申にかかわる付議に答え、「かなの教え方について」を文部大臣に報告した。その際、国語審議会としては、正書法その他国語国字政策の方向について、改めて検討することとしていたが、同年一月一〇日の第二九回総会において、国語審議会が正書法の問題を取り上げることが改めて承認された。

次の第三〇回総会（昭和三一・二・二三）では、「正書法」の概念自体について種々議論した後、この問題の審議のため、有光次郎ローマ字調査分科審議会議長、原富男第一部長、原富男第一部長、原富男第一部長を含む一四名の小委員会を設置し、これに土岐会長、金田一副会長も参加することとなった。小委員会は三月一日の第一回から六月二日の第六回まで開催され、六月一五日には起草委員会を持った。審議の資料には、事務局の文部省国語課が提出した「正字法」（国語学辞典抜き書き）、「形態音素」（同）、「国語表記上の問題点と戦後の施策との対照」、「新聞におけるかたかな書きの実例」、「現代かなづかいの問題点」「ぢ・じ」「づ・ず」を書き分ける語の一覧」などが用いられた。その間、第三一回総会（三一・三）では、土岐会長が小委員会における論議の内容を報告、続いて正書法の内容、特に現代かなづかいをどう扱うのかなどについて、活発な論議が交わされた。小委員会は、起草委員会でもとめた成案「正書法について」を七月五日の第三二回総会に提出、総会はこれを可決し、同日付けで清瀬一郎文部大臣に報告した。

## (二) 報告「正書法について」

この「正書法について」（報告）は、当用漢字表、現代かなづかいの下における漢字仮名交じり文の正書法についての考え方、特に「語意識」の概念を導入した仮名遣いの考え方を述べ、先に第一回会が取り組んだ「ぢ・じ」「づ・ず」の書き分けについて具体例を示したものである。冒頭に近い部分では、戦後、「当用漢字表」「現代かなづかい」を制定した国語審議会が、昭和二四年の改組後、法令用語・標準語その他多くの問題を取り扱い、また「人名用漢字別表」「当用漢字補正案」などによって当用漢字の実行の円滑を期してきたことを述べ、「今その第三期の任を終えるにあたり、漢字・かなづかいを含めて、日本語の表記の基準を求め、これまで個別に行われてきた仕事の総まとめ、ないしは体系づけを考えてみるべき段階に至ったといえるであろう。」との認識を示している。そして、当用漢字表については、「その目標や基盤の上に立って、いつそう妥当性のあるものにしていかなければならない。そのため、たとえば「当用漢字表」外の漢字をもつ漢語については、その漢語の言い換え、その漢字の同音の漢字による書きかえ等の整理を試みる。」とし、また現代かなづかいについては、この仮名遣いが発音のままのものでないことから、「この際その原則の適用において語意識ないし語構成ということを考えてみることも必要ではないかという見解に達した。」と述べている。

日本語の正書法一般については、漢字・仮名（平仮名・片仮名）を交えて書き、しかもその使用が比較的任意になりやすいため、厳密な意味での正書法は「一定することがきわめて困難」としつつ、「ひらがな・かたかななどの問題、漢字・かなづかい・送りがなを含めて、日本語の表記について正書法を考えてもさしつかえあるまい。」と言う。それには、一語一語について漢字か平仮名か片仮名かなどの用字を決めていく方法のほか、語の種類によって漢字か仮名かなどの原則を決める方法もあり、また、「さくら」のように漢字でも仮名でも書くも

のはその使い方の基準を決められればよいとの考え方を示している。

現代かなづかいについては、必ずしも現代語音に基づかない部分について、(1)助詞の「は」「へ」「を」のように特殊な用法のあるものを区別する、(2)「おう」「おお」のように同じような発音の書き分けを区別する、(3)二語の連合による「ぢ」「づ」のように語の構成に対する意識を書き方に表す、というように語意識によって書き分けることについて解説し、「このように、語意識というものを導入すれば、「現代かなづかい」の中の難点といわれるものに対して説明が付き、「現代かなづかい」の適用もいっそう合理的に扱えることになろう。」と述べている。続けて、現代かなづかいの「二語の連合によって生じたぢ、づは、ぢ、づと書く。」という規定について、この場合の「二語の連合」は、独立する語どうしの結び付きに限らず、接辞との結合も含めて語構成の分析的意識がある場合にはぢ・づと書くことになるとして、「ぢ・づ」と書く一六例、「じ・ず」と書く二八例を挙げている。例えば、「あいそづかし—あいそをつかす、かたづく—かたをつける、こぢんまり—ちんまり、こづかい—こづつみ、こづくり—つかい、つつみ、つくり」(以上、「ぢ・づ」と書く例)、「かたず—つ(唾)、つまず—つ(突)、しおじ、たびじ—ち(路)、いえじゅう、いちにちじゅう、せかいじゅう—ちゅう(中)」(以上、「じ・ず」と書く例)などである。これらを掲げた後、「語構成の分析意識は、現状においてはかなり個人差のあるものであるから、以上の判定にも見解の相違はあろう。」(例中、「ぬかずく」「きすな」に\*を付し、「たとえば、特に、\*をつけてあるもの」と注している。)とした上で、「しかし「現代かなづかい」を前提とすれば、この程度の判定を認めることによって正書法の解決に一歩近づくことができるであらう。」と述べている。「われわれは正書法の確立について、今後さらに広く実践と研究が行われることを期待するものである。」という一文で、この報告は結ばれている。

次の第四期国語審議会には「正書法部会」という名の部会が設置され、送り仮名の問題に取り組むことになる。

(第四章第一〇節参照)。

## 六 標準語の追求と語形のゆれ

### 1 第二期国語審議会標準語部会と「標準語のために」

#### (一) 標準語部会の審議

第二期国語審議会に標準語部会が設けられた。国語学、文学、演劇、報道、教育など、多彩な分野を背景とする委員で構成された一五名の部会で、部長は、第一期に敬語部会長だった金田一京助が務め、同じく話しことば部会長だった颯田琴次や、改組前の国語審議会で幹事長を務めた保科孝一も部会委員となった。

同部会は、昭和二十七年七月一〇日から昭和二十九年三月四日までに二〇回の会議を持った。まず初めに、「今期審議会の初めに諸委員から提出された審議希望事項ならびに総会における発言のうち標準語に関係ある事項(ぬきがき報告)」を参考として、部会の進め方を次のように定めた。

- 1 この部会では、話しことばと書きことばとの二面にわたって、広く基礎的な問題を取り上げる。
- 2 現在の東京語を素材として取り上げ、これを標準語の立場から検討する。
- 3 前期の敬語部会および話しことば部会の仕事を受けついで、「これからの敬語」および話しことば部会の報告の主旨を実現するように努める。

これらの方針の下、例えば「標準語制定の一般方針」(保科委員提出)、「標準語とは何か」「正しい」ということ

の基準」「審議すべき東京発音」(以上、金田一委員提出)、「日本語の標準発音」(田口湖三郎委員提出)などの資料を用いて審議を進め、報告「標準語のために」をまとめ、第二〇回総会(昭和二九・三・一五)に提出した。

(二) 部会報告「標準語のために」

この報告の構成は次のとおりである。

まえがき

第1部 標準語のために

審議上の基礎方針

1 語音の部

2 語法の部

3 用語の部

第2部 これからの日本語

1 まえがき

2 文体について

3 用語について

4 語法について

5 敬語について

6 話しことばについて

7 発音について

8 書きことばについて

全体の「まえがき」によれば、第1部は、「現代の東京語を素材的に取り上げて、その中で、正しい形と、誤りまたはなまった形とを振り分けて、将来の標準語への方向を明らかにしようとするもの」、第2部は「標準語としてのこれからの日本語がかくありたいと思う理想を、言語生活の各方面にわたって考えたもの」ということである。「まえがき」には更に、「以上の内容について批判を受けつつ、この小冊子が、将来の標準語確立のための一つの捨て石となることができれば幸いである。」ともあり、この報告が、標準語の完成形ではなく、標準語確立のための方向性を示そうとしたものであることが明らかである。

この「標準語」について、第1部の「審議上の基礎方針」で、一般には「標準語」や「共通語」と同義に解されている東京語から、正しくない発音や用語や語法を除去した「共通語の規範」が、「ほんとうの意味の標準

語」であると定義する。また、この場合の「正しい・正しくない」の判断については、「理論的」「語原的」「語法的」見地からの判断にはそれぞれ限界があるとして、結局は「社会の良識の大多数が用いて、ふつこうなく通用しているものが正しい」という基準を示す。

「1 語音の部」は、直音・拗音ようの一覧を片仮名表記と発音記号で示し、「母音〔ウ〕の注意」(関西流にころもちくちびるを左右から寄せぎみの〔ウ〕を標準音としたいと提言)、「連母音エイ」(衛生、経営)などの「えい」が、東京語の話し言葉では「エー」に近く発音されると指摘)など一〇項目の提言や分析を行う。

「2 語法の部」は、動詞について、「足る―足りる」「任せる―任す」などの、五段と一段の活用の併用を指摘し、サ変動詞「―する」については、二字の漢字に付く「―する」(安心する)などはみな上二段活用であること、一字の漢字に付いた「―する」の活用は、上二段(察する)など、上二段(感じる)など、五段(略す)など、混合(愛する)などの四種に分類整理できることを示す。

「3 用語の部」は、「今日、問題となっている多くの用語」のうち約八〇項目について、「二つあるいはそれ以上の形を取り上げて、そのいずれが正しいかを審議したもの」の一覧である。例えば、「○あまつさえ 語原は「あまりさえ」で、それが「あまつさえ」とつまったのであるが、今日では、もうだいたい久しい前から「アマツサエ」といいならわしている。」「○……くらい (接尾語) ○……くらい これはどちらも使う。たとえば、/これくらい これくらい これくらい」「○しげじけ ○しげしげ /しげじけ」と「しげしげ」とは、もとの意味を生かして、二つのことばとして使うことが望ましい。/しげじけと見る。/しげしげと通う。」「○ほのお (炎) 「ホノホ」でない。」などとしている。

第2部「これからの日本語」の「まえがき」の第一項目は、「これからの日本語は、国民の社会生活におい

て、だれが、だれに對しても、互に心やすく話し合い、また自由・活発に意見を述べ合うことのできる、平明・簡素なことばでありたい。」である。ここには、前期の話しことば部会における話し言葉の定義（「だれが、だれに、いつ、どこで、話しても書いても、おかしくないことば」）や、「これからの敬語」が提案した平明・簡素な敬語という考え方を受け継ぎ、それらを日本語全体に押し広げて適用していこうとする姿勢が表れていると言える。

このような考えに立ち、言葉をやさしくするために、まず文体をやさしくすべきこと（2）文体について、わたしたちの母語としていちばんわかりやすい和語を尊重すべきこと（3）用語について、日本語の表現を論理的にはつきりさせるために、くぎり符号の使い方を研究して、その普及をはかる必要があること（4）語法について、特に婉曲に言うことを必要とする場合のほかは、はつきりものを言うように心掛けたこと（5）話しことばについて（6）などを提言している。

金田一部会長はこの「標準語のために」を、「二〇回の部会を開き、その審議の結果到達した具体的事実をありのままに記録した」ものとして総会に報告した。これに對し、言語学者の小林英夫委員は、「構想やアイディアはいいが」としつつ、「しげじげ、しげしげ」は、この報告ではじめて知った」など、第一部について細かく二・三の疑問点を指摘し、他の委員からも賛否の意見が出て、土岐会長は結局、これを外部には発表しない報告として審議をまとめ、「標準語のために」は今後の審議上の参考資料という位置付けとされた。

## 2 第四期国語審議会「話しことば部会」と方言調査

### (一) 話しことば部会の審議

第四期国語審議会に話しことば部会が設置された。部会委員は国文学者の池田弥三郎、国語教育学者の石井庄

司、詩人で英文学者の西脇順三郎、心理学者の波多野完治、教育学者の西本三十二、劇作家の内村直也など多彩な分野からの一〇名で、部会長には、第一期に話しことば部会長、第二期に術語部会長、第三期に第二部会長を務めた颯田琴次が選出された。また、専門調査員に、大石初太郎（国立国語研究所員）、上甲幹一（同上）、森岡健二（東京女子大学助教）の三名が任命された。部会は昭和三十二年二月一日から翌三十三年一月二七日まで一九回開催され、当初は話し言葉をスピーディーなものにする問題について、また話し言葉における文語的表現の整理について審議し、これらに関連して人称・敬称の表し方、助数詞の整理の問題について検討した。さらに、外国人学生の感じる日本語の難しさについて調査・審議を行った。また、この間の昭和三十一年一月には、既に述べたとおり、前期国語審議会の建議「話しことばの改善について」の実施に關して中央教育審議会に要請した。

これらの審議を通じて、話し言葉の基本的な形・語法（基本語型）についての問題が検討された。そして、現段階で基準的なものを作るのは困難であり、まず話し言葉の現状を分析整理し、標準化の可能性を十分考えた上で、その可能なものから改善を図っていく必要があるということになり、その第一着手として方言のいわゆる標準化について、全国的なアンケートを実施した。この結果は、第四期最終の第三七回総会（昭和三三・一一・二八）において、「「あらたまつてもを言う場合にも出る方言」について（報告）」として、颯田部会長から報告された。この間の審議資料として、国語課提出の「助数詞一覽」や池田委員提出の「小学校における敬語調査」、西本委員提出の「外国人学生の感じる日本語の難しさ」などのほか、専門調査員提出の方言調査に関する資料（音韻について）（上甲）、「語法について」（大石）、「語について」（森岡）も用いられた。

### (二) 調査結果報告「「あらたまつてもを言う場合にも出る方言」について」

この調査は、「あらたまつた場面において標準的なことばで話そうとする場合」に、どの程度にどのような方

言が出るかということについて、全国的に、方言の研究者、国語教育者、その他広く関係方面に回答を求めたものである(發送数三二〇、回答数一七四)。このアンケートの結果は、「語法について」「音韻について」「語いについて」「結び」というくくりで整理され、前述のように、第三七回総会で颯田部会長がこれを紹介した。

各部分の要旨は次のとおりである。

〔語法について〕あらたまってものを言う場合にも、方言の語法も有力に行われている(例 東北・関東の「メー」・京阪の「だす」「どす」、九州の「ぼってん」「よか」等)。しかし、方言調査で「愛知・岐阜を中心として、滋賀・奈良・富山・福島・徳島・長崎にもある。」と報告されている文末の助詞「なも」が、今回の調査では、わずかに岐阜・静岡にのみ出現したことなど、あらたまってものを言う場合とそうでない場合とで、語法の行われ方にかなり相違があると見られることも注目される。あらたまってものを言う場合の方言の語法の出方には、とりわけ地域性・教育程度の差異が大きく関係している。

〔音韻について〕全般的に、(1)いままでの方言研究者によって調べられていた方言音のなまりは、標準的なことばで話そうとする場合にも出るおそれがあり、(2)なまりの出る率は、都市性が濃いほど、年齢が若いほど、また教育程度が高いほど少ない、と言える。あらたまつた場でものを言う時にも出る方言の母音は、現在の青年層について考えるかぎり、方言研究家の報告よりはるかに標準的な音に変わっていつていると推定される(例 東北方言におけるイとエ)。母音に比して子音は概して標準化しやすく、子音の標準化はかなりの程度に達していると思われる。現在までの成果があつたについては、最近の話し方教育やラジオ・テレビの急激な発展がそれぞれ大きな原因になっていると思われる。

〔語いについて〕動詞・形容詞・副詞にやや方言語いの多いことが目だつたが、名詞その他はあまり問題とすにあたらぬ。標準語的なことばの普及という観点からみると、語いには、意味の広狭や生活感情などに注意すれば、それほど障害がないと思われる。ただし、一地域や老年層、義務教育者層の人々に限定してみると、現れる方言語いの率は、非常に高くなる。いわゆる標準語の普及を実現しようと思うと、地域社会における文化変容の問題も考慮しなければならぬと思われる。

〔結 び〕方言の標準語化は、その容易さの度合いにおいて、語い・語法・音韻・アクセントの順だとされている。あらたまつて言う場合にも、語いよりも語法・音韻で方言が出やすい。地域性・年齢層・教育程度の相違による方言の出方への影響は、語いで最も大きく、語法・音韻の順に小さくなる。

今後、全国に通ずる言葉の普及に望ましい成果があげられるためには、標準語普及の条件を総合的に明らかにし、それに立脚して教育を進めることが大事である。標準語の教育を考えれば、小・中学校における話し方教育は現在より後退させてはならず、放送(特に教育放送)の発達、教員養成大学の講座の充実や現職教師の再教育講習などに力を入れる必要がある。

### 3 第五期国語審議会第二部会と「語形の「ゆれ」について」

#### (一) 第二部会の審議

第五期国語審議会の第三九回総会(昭和三四・四・一七)で土岐会長の提案により、第一・第二部会などの設置が決まった。そのうち第二部会は、話し言葉・書き言葉を含めて、新聞・ラジオ・テレビ・映画などマスコミとの関係における国語の問題を審議するという趣旨であった。所属委員は、各委員の希望に基づき土岐会長が指名した。

第二部会の委員は計一六名で、検討テーマを反映してそのうち八名を新聞社など報道関係者が占め、そのほかに、これまで話し言葉関係の部会長を歴任した颯田琴次や国語教育学の石井庄司などが入り、部会長は慶応義塾大学助教授の池田弥三郎が務めた。同部会は昭和三四年五月から三六年二月にかけて、一八回の会合を持った。部会審議の初めに、どういふ問題を取り上げるかについて、例えば、①書き言葉の正書法のように、話し言葉の正書法というようなのは考えられないか、②「これからの敬語」のように、これからの話し方を作ったかどうか、③発音・表記に「ゆれ」のある語の整理統一、④同音異義語の整理、⑤流行語・外国語について、など多くの事項が挙げられたが、結局、③について審議することとなった。

その審議を行うに当たり、まず、文部省編『国語の書き表わし方』（文部省刊行物表記の基準、同『学術用語集』各編、同『国語問題問答』各集（文部省、「国語シリーズ」所収）、国立国語研究所「語形確立のための基礎調査」（同所収）7所収）、国語審議会標準語部会「標準語のために」、日本新聞協会編『新聞用語集』、日本放送協会編『日本語アクトセント辞典』などから、「ゆれ」のある語を選んで、「二つの書き方がある語」「二つの言い方がある語」を作成し、その一語一語について審議し、標準的な形を選ぶことにした。その後、今期は白書のような形で問題の所在や「ゆれ」の傾向をまとめることになり、第一から第三までの草案を経て「語形の「ゆれ」について」を取りまとめるに至った。これは第一部「漢字表記の「ゆれ」について」、第二部「発音の「ゆれ」について」から成るが、第二部について審議が不十分であったことから、全体として、最終的な結論は次期の継続審議に待つこととした。

この部会の審議経過と結果は、第四二回総会（昭和三六・三・一七）で「第二部会審議報告」として、別冊「語形の「ゆれ」について」を付して池田部会長から報告された。

## (二) 部会報告「語形の「ゆれ」について」

### (1) 問題の所在と取組みの意義

「語形の「ゆれ」について」の冒頭には、この問題に取り組み意義について次のように述べられている。

国語の中には、発音・アクセント・語法あるいは表記の各方面において、語形が確定しないで、いわゆる「ゆれ」ている語がある。そして、この語形のゆれが、われわれの言語生活や教育のうえで多少とも妨げになっていくことはいふまでもない事実である。コミュニケーションの合理化、教育の負担軽減という立場からいって、語形のゆれの整理統一を図ることは、当面の要望にそうばかりでなく、標準語ないし標準的な表記法の確立への一段階としても意義のあることであるといえるであろう。

このような考えに立って漢字表記と発音のゆれを取り上げ、その整理統一について考えてみたものが、この「語形の「ゆれ」について」第一部・第二部である。それぞれの概要を以下に記す。

### (2) 「第一部 漢字表記の「ゆれ」について」の内容

初めに漢字表記の標準を選ぶ上で考えるべき事柄を述べている。すなわち、まず原則的には、「正しい」とされている、あるいは一般に行われていることが尊重されるべきであらうとした上で、漢字の意味が分かりやすい、字画が少ない、熟語構成の機能が大きい、仮名書きにする方がよい、なるべく教育漢字である、語群の中の統一、同訓異字の整理なども考慮に入れるべきだと指摘する。具体的な語例については、次の八項目に類別して、説明とともにそれぞれ数例から三〇例程度を掲げている（括弧のある場合、その外の表記が有力と認めたり薦めたりしているもの。なお、①～⑧の番号は、ここで便宜のために付けたものである）。

①正誤の間のゆれ 専門（専門） 委譲（依譲） 会心（快心） 架空（仮空） 漸次（漸時） など

第九節 話し言葉・書き言葉の改善を目指して

- ② 一般的かどうか 記念(紀念) 栄養(營養) 気概(氣概) 機転(機転) 豪胆(剛胆) など  
 ③ 同字の場合「意味分化による書き分けに従う」 原(はらっぱ)・源(みなもと) ↓起源・源泉など  
 ④ 字画の多少・教育漢字か否か 付属(附属) 究極(窮極) 順法(遵法) 定年(停年) など  
 ⑤ 代用字の一般化 「何才・年令」などを一概にとがむべきでない。「卒直・卒先」を広げ、「軽卒・引卒」なども考えられる。

- ⑥ 熟語構成機能「機能の大きい方を使う傾向」 劇より激の方が機能が大きい。劇職・劇務 ↓ 激職・激務へ  
 ⑦ 類義で同様に使われる語(②④の類例) 委嘱(依嘱) 学習(学修) 因習(因襲) 終局(終極)  
 ⑧ 仮名書きにより漢字表記のゆれを解消すべきもの おおぎょう(大仰・大形) ふだん(不断・普段)  
 (3) 第2部 発音の「ゆれ」について」の内容

初めに、発音の標準を選ぶ上で考慮すべき事柄について、語源的に正しい、あるいは一般的に行われていることが尊重されるべきだとした上で、方言でない、言いやすい、聞いて感じがよい、口頭語的である、必ずしも伝統にこだわらないなどいろいろな観点から考えるべきであることを指摘している。具体的な語例については、一〇項目に分類して解説している(①)~⑩の番号は、ここで便宜のために付けたものである。

- ① 唇音退化によるクワ行拗音の直音化、[d dz]の相通・菓子・外国は、「クワシ」「グワイコク」ではなく「カシ」「ガイコク」が、藤・水は、「フヂ」「ミヅ」ではなく「フジ」「ミス」が一般的。  
 ② 「ハイ」と「ハエ」「蠅」 表記に従い「ハエ」と発音するか、表記は「はえ」「ハエ」とし、「ハイ」という発音を許容するかということが問題になろう。  
 ③ 「ムズカシイ」と「ムツカシイ」「難しい」 「ムズカシイ」は関東的、「ムツカシイ」は関西的。標準的

な形として「ムズカシイ」を探るにしても、「ムツカシイ」も認めざるを得ない。

- ④ 「シユツパツ」と「シツパツ」「出発」 「シツパツ」は一般的でなく、本来の形「シユツパツ」によるべきだが、同様の問題を含む語(「芸術」「新宿」など)の中には直音に近い発音を認めざるを得ないものもあるう。

- ⑤ 「センセイ」と「センセー」「先生」 調査や辞典によると、「センセイ」「センセー」には地域差や改まりによる現れ方の違いがあり、両様の発音を認めざるを得ない。

- ⑥ 「イバル」と「エバル」「威張る」 標準的な形は「イバル」。「エバル」は方言的。類例にケムリ(ケブリ)(煙)、ナデル(ナゼル)(撫でる)、サケ(シヤケ)(鮭)など。

- ⑦ 「ウサギ」と「ウサギ」「兎」 現在のところ、ガ行鼻音が標準的だが、将来の問題として残る。類例に「外国語」「会議」「なぎなた(薙刀)」など。

- ⑧ 「イリクチ」と「イリグチ」「入り口」 類例を含め、清濁の原則を一律に決めることはできない。

- ⑨ 「イイ」と「ヨイ」「良い」 標準は「イイ」、改まった場合や文章語では「ヨイ」。類例に「イク」と「ユク」「行く」。

- ⑩ 「エツネン」と「オツネン」「越年」 「オツネン」が伝統的だが新しい傾向の「エツネン」を標準としてよい。

4 第七期国語審議会第二部会と部会報告「発音の「ゆれ」について」

(一) 第二部会の審議

前項(一)に述べたように、第五期国語審議会第二部会は、語形の「ゆれ」に関する継続審議を次期国語審議会に期待したが、第六期国語審議会は、国語審議会の在り方や審議の結果の実施その他について総合的に検討したことから、具体的に突っ込んだ審議は行われなかった。

続く第七期国語審議会において、第五四回総会(昭和三九・四・三三)で、言葉の基準について審議する第二部会が設置され、その任務は「語句、語法および発音等について問題のあるものを検討し、その標準的な形を考へること」とされた。第二部会は一二名(途中一名交代)、うち報道関係者は二名、金田一春彦や熊沢龍など国語・国語教育関係者、童話作家の浜田広介、小説家の平林たい子など言葉にかかわる多様な分野の委員が入り、第五期に第二部会長を務めた池田弥三郎も委員として加わっている。部会長は古賀逸策(国際電信電話株式会社参与)が務めた。

同部会は、過去の国語審議会や国立国語研究所関係の資料等を検討する中で、具体的な審議事項として、第五期国語審議会の審議で継続審議の希望があった「語形の「ゆれ」について」の問題を取り上げ、語形のゆれにも表記のゆれ、アクセントのゆれ等、種々ある中で、発音のゆれについて審議することに決定した。これは、発音のゆれの問題が、前期(第六期)第三部会の報告「これから改善をはかる必要のある問題について」に指摘されている諸問題ともつながりを持つてっていると認識されたことによる。

さらに、発音のゆれにも、アイソかアイソーか(愛想)(長音・短音)、タニゾコカタニソコか(谷底)(連濁

するか、しないか)、ジツバかジュツバか(十羽)(直音・拗音)など様々なものがある中で、テキカクかテツカクか(的確)に代表されるゆれ、すなわち、「末尾に「キ」あるいは「ク」の音を持つ構成要素のあとに、カ行音ではじまる音をもつ構成要素が接続してできた熟語において、その熟した箇所を促音化して発音するのか、促音化せずに発音するのか」の問題に絞って詳しく検討することとした。このゆれが仮名表記のゆれを伴っている点や、教育的見地から見て、この問題の解決が求められていると考えたからである。

審議に当たっては、このような語例を諸資料から四〇〇語近く集め、その中でも特にゆれが激しいと思われる数十語については、約二〇種の辞書(国語辞典・漢和辞典・アクセント辞典・和英辞典を含む)について、それぞれの語をどのように表記しているかを調べたものを参考とした。そして、現在行われている標準的と見られる発音をよりどころとし、その語の一般社会における使用の度合い・分野、改まった場合の発音か自然な発音か、口頭語的な発音か文章語的な発音かなど、種々の観点から慎重な検討を行い、これらの語を次のように三通りの型(①)~(③)に振り分けた(語例は適宜省略して示す)。

1 「キ」音のあとにカ行音が続く語例

- ① だいたい促音で発音されるのが普通のもの 撃剣 (電光) 石火 石灰 石器 赤血球 石鹼 など
- ② どちらが優勢ともいいがたいもの 適格 的確 適確 など
- ③ だいたい促音でなく発音されるのが普通のもの 液化 演劇界 劇化 激化 激昂 など

2 「ク」音のあとにカ行音が続く語例

- ① だいたい促音で発音されるのが普通のもの 悪化 学会 画期的 学校 却下 逆行 曲解 刻々 作
- 曲 昨今 借金 熟考 食券 俗化 属国 卓見 築港 着工 直下 読解 特急 薄給 百箇日

復刊 墨痕こくごん 黙許 葉価 訳解 躍起 浴客 欲求 樂觀 陸橋 旅客機 緑化 六歌仙 肋骨ろつこ など

- ②どちらが優勢ともいいがたいもの 悪感情 各界 逆効果 駆逐艦 三角形 水族館 声楽家 など  
 ③だいたい促音でなく発音されるのが普通のもの 毒気どくけ 欲気どくけ など

(二) 部会報告「発音の「ゆれ」について」

第二部会報告は、発音のゆれについての解説と、右の三分類のまとめとから成り、第七期最終の第五七回総会(昭和四〇・二・二・九)で古賀部会長から報告された。部会報告は、次の見解表明で締めくくられている。

発音のゆれについて審議してきた過程において、次のようなことが必要であると痛感した。

- ①発音のゆれている語は意外に多く、このままに放置しておいてよいものではない。何らかの基準を求め、統一の方向に向かうようにすべきである。  
 ②発音について一般社会の関心を高め、国民全体の認識を深めるようにすべきである。  
 ③それがためには、教育上じゅうぶんな施策をたてる必要がある。  
 ④発音のゆれについて、今後も引き続き審議が行なわれることが望ましい。

七 国語の全般的な改善から、新たな表記基準策定の時代へ

昭和二五年の「国語問題要領」から同四〇年の「発音の「ゆれ」について」まで、国語審議会は話し言葉・書き言葉両領域にわたる国語の改善への意志を持続し、様々な面での整理・統一(標準化)を検討・提案することを

軸として活動しながら、一般社会や学校教育への働き掛けを行ってきた。その成果は、国語表記の基準の内閣告示とは別に、例えば、「同音の漢字による書きかえ」のように、相当程度一般の表記に生かされるようになったり、「外来語の表記」のように、新聞や教科書などの分野で基準を定める際に有力なよりどころとされたり、「これからの敬語」のように一般の参考とされたりするなど、それぞれの仕方で影響力を持った。

右に引いた、「発音の「ゆれ」について」の末尾の見解表明からは、昭和四〇年の時点でも国語審議会が、音声言語領域を含む国民の言語生活の改善に強い意欲を持っていたことが読み取れる。しかし、この後、昭和四一年以降、平成三年の答申「外来語の表記」までの二五年間、国語審議会は文部大臣の諮問「国語施策の改善の具体策について」に応じ、戦後の国語表記に関する施策を見直し、目安・よりどころとしての表記の基準を作り上げる仕事にほぼ絞って活動していくことになる。

第一〇節 「送りがなのつけ方」の審議と建議

一 「送りがなのつけ方」建議への経緯

第四期国語審議会(昭和三二・二・三三・一・二)は、第三七回総会(昭和三三・一・一・一八)で正書法部会から提出された「送りがなのつけ方」を審議した上で議決し、これを同日付で文部大臣あて建議した。これが後に、昭和三四年七月二一日、「送りがなのつけ方」(内閣告示・訓令)として実施された。この内閣告示・訓令は、昭和四八年に改定されるが、それまでの間、これが送りがなのつけ方の標準とされた。ここでは、「送りがなのつけ方」(内閣

告示・訓令がまとまるまでの経緯等について述べる。

第四期国語審議会には、政策実施等の小委員会のほかに、正書法部会、話し言葉部会、及びローマ字調査分科審議会が設けられ、それぞれの問題を取り上げ調査研究した。送り仮名の付け方は、正書法部会で取り上げられた。

『国語審議会報告書4』（文部省、昭和三五）中、正書法部会の調査審議のまとめに、二六回にわたる部会での審議内容と経緯につき、次のように述べている。

第三五回総会（昭和三三・一一・二二）において設置された正書法部会は、まず国語問題に対する態度について討議し、ついで審議する事項として、送り仮名の問題、当用漢字補正案の問題、現代かなづかいの適用の問題、当用漢字音訓表の適用の問題、当用漢字の部首整理の問題、固有名詞の問題など、いろいろな問題が出たが、けつきよく送りがなが各方面でさまざまに行なわれている現状にかんがみ、これを正書法の立場から整理する必要があるとして、送りがなの問題を取り上げて審議することに決まった。

審議の具体的な方法としては、明治以来の主要な送りがな法の条項を整理し、これの検討と平行して、日常使われる語で送りがなの関係のあるものをできるだけ幅広く集め、その一語一語について送りがなを決めていった。この際、固有名詞についてはふれないことにしたが、専門用語などで日常普通に使われるものは取り上げた。

審議の結果をまとめて、「送りがなのつけ方」（案）に参考資料として「送りがなのつけ方」用例集」を添えて、第三七回総会（昭和三三・一一・一八）に提出した。総会は、これを議決し、同日付けで文部大臣あて「送りがなのつけ方」について」を建議した。

とある。その建議を引用する（本文は、横書き）。

昭和三三年一月一八日

文部大臣灘尾弘吉殿

国語審議会会長 土岐善磨

「送りがなのつけ方」について（建議）

国語審議会は、国語表記のうえで送りがながさまざまに行なわれている現状にかんがみ、そのつけ方のよりどころを定める必要を認めたので、正書法部会においてこの問題を審議した結果、昭和三三年一月一日第三七回総会で別冊「送りがなのつけ方」を議決しました。

社会の各方面における送りがなを急速に整理統一することは、送りがなというものの性質上きわめて困難なことだと思いますが、この「送りがなのつけ方」がよりどころとして用いられるよう適当な処置をとられることを要望します。

## 二 「送りがなのつけ方」（内閣告示・訓令）の内容

「送りがなのつけ方」（建議）は、その構成など大綱的には「送りがなのつけ方」（内閣告示・訓令）として実施に移された。内容上、一部に手が加わり修正されている。次に、このようなことを踏まえ、「送りがなのつけ方」（内閣告示・訓令）につき見ていく。

「送りがなのつけ方」（内閣告示）の「まえがき」をまず引用する（原文は、横書き）。

第一〇節 「送りがなのつけ方」の審議と建議

まえがき

- 1 この「送りがなのつけ方」は、現代口語文を書く場合の送りがなのつけ方のよりどころを示したものである。
- 2 この「送りがな」は、
  - (1) 活用語およびこれを含む語は、その活用語の語尾を送る。
  - (2) なるべく誤読・難読のおそれのないようにする。
  - (3) 慣用が固定していると認められるものは、それに従う。
- 3 この「送りがなのつけ方」の通則は、便宜上、品詞別に配列した。

なお、用例は、送りがなのつけ方を示したものであって、その語を書くのに漢字を用いるかどうかを示すものではない。

本文は、以下の二六通則から成る。その構成は、次のようになっている。

- 第1 動詞(通則1〜6)
- 第2 形容詞(通則7〜11)
- 第3 形容動詞(通則12〜15)
- 第4 名詞(通則16〜21)
- 第5 代名詞(通則22)
- 第6 副詞(通則23〜26)

以下、品詞ごとに通則を見ていく。

まず、「第1 動詞」について、「通則1 動詞は、活用語尾を送る。」とあるのは、大原則を立てたものである。これに即し、「通則2 活用しない部分に他の動詞の活用形またはそれに準ずるものを含む動詞は、含まれている動詞の送りがなによって送る。」とあるのは、いわゆる派生・対応の関係にある動詞につき別の原則を立てたものである。例えば、「通則2」の用例中の語「浮かぶ(浮く)」によって見れば、「浮かぶ」の不活用語尾「か」から送ることとしたのは、「浮かぶ」が「浮く」と派生・対応の関係にあるからである。もし「通則1」をそのまま適用すれば「浮ぶ」と送り仮名を付ければ済むところである。この「通則2」には、建議では但し書きが付いていた。それを引用すると、「ただし、次の語は含まれているものの語尾を送らない。」として「押える(押す)、捕える(捕る)」の二語を挙げてあるのだが、内閣告示・訓令ではこの但し書きを削除してあり、いはば例外を設けなかった。これは「押える、捕える」については、「押す、捕る」と関係付ければ、「通則2」に繰り入れ「押さえる、捕らえる」とするところであるが、そうせず、「考える」と同じに通則1を適用する語として扱うこととしたものである。

動詞に関するものうち「通則6」は複合動詞に関するものである。内閣告示・訓令では「動詞と動詞とが結びついた動詞は、それぞれの動詞の送りがなによって送る。」とある。これについては、建議では但し書きが付いていた。それは、「ただし、誤読・難読のおそれのないものは、かっこの中に示したように送りがなを省いてもよい。」とあったものである。そして語例として「打ち切る(打切る) 差し上げる(差上げる) 取り扱う(取扱う) …」などを挙げていた。これが内閣告示・訓令で削除された理由は、法令・公用文書では昭和二二年に各省庁の関係官から成る編集協議会で作成した「公文用語の手びき」が次官会議を経て、閣議報告後、各省庁

に通達されて以来、複合動詞の前部分の動詞の送り仮名は省かない、つまりそれぞれの動詞の送り仮名を送ることとしているので、この「但し書き」は付けられないという修正意見が強く出た結果、それに従い省くことになったものである。ただ日常生活では手紙など短く書く場合もあるので、この但し書きに代え、この通則6の後ではなく、全体の末尾に「注意」として次のように述べられている。「注意」動詞と動詞とが結びついた動詞については、特に短く書き表わす必要がある場合、「打(ち)切る」「繰(り)返す」「差(し)上げる」のように、かっこ中の送りがなを省いてもよい。」とある。

「第2 形容詞」の箇所中、「通則9 活用しない部分に動詞の活用形またはそれに準ずるものを含む形容詞は、その動詞の送りがなによって送る。」とあり、その語例は「勇ましい 輝かしい 頼もしい 喜ばしい 恐ろしい」が挙げられている。これにも建議には但し書きがあった。すなわち「ただし、次の語は、含まれているものの語尾は送らない。」として「荒い 悔しい 恋しい」の三語が挙げられていた。この但し書きが内閣告示・訓令で省かれたのは、「荒い、悔しい」等は「荒れる、悔いる」等と関連付けて解しなくてもよいという考え方をとったためである。

次に「第3 形容動詞」についてであるが、形容動詞の性格に関しては様々の議論もあり、また活用語尾の「だ」は指定(断定)の助動詞「だ」とまぎれる恐れもあるという意見も出たことから、内閣告示・訓令での語例は終止形「だ」に加え「連体形「な」を添えて示してある。すなわち、「通則12 形容動詞は、活用語尾を送る。」とした上で示した語例は「急だ(な) 別だ(な) 適切だ(な) 積極的だ(な)」のようにしている。

「第4 名詞」について。まず「通則16」は、名詞にはどのようなものがあるかという考え方を明確にするために建議では「名詞(活用語から転じたと感じられなくなった名詞を含む)は、送りがなをつけない。」のよう

に述べた上で、語例として「山 春 桜…」と「扇 頂 帯…」などを挙げた。内閣告示・訓令では、このうちの「山 春 桜…」など本来の名詞は送り仮名を付けないことにつき問題はないと判断して省き、かつ活用語からの転成名詞についての括弧内の説明も省く意見もあり、単に「通則16 名詞は、送りがなをつけない。」とし、語例も「頂 帯 趣 畳 隣」を挙げるにとどめた。

「通則17」中「但し書き(2)」の「慣用が固定していると認められる次の語は、送りがなをつけなくてもよい。」として語例「卸 組 恋 志 次 富 恥 話 光 舞 卷 雇」を挙げている。これは例えば「Aの組、Bの組…」など一まとまりのものにつき「組」と書いて送り仮名を付けない慣用が固定していると判断したものである。「巻の一、巻の二…」などと言うものも慣用、固定として判断できる。このような語についても、日常生活の中では例えば、「組みになって遊ぶ」「巻きがゆるい」などのような場合は、動詞の名詞形を考えて送り仮名を送ることもある。したがって、この「通則17、但し書き(2)」は「…送りがなをつけなくてもよい。」という表現により、適用にゆとりを持たせている。

「通則18」については、建議では「語幹の一部から送る形容詞の語幹に「さ」「み」「げ」などがついて名詞になっているものは、語幹のその部分を送る。」とあり、形容詞についてのみの通則としてあった。内閣告示・訓令では、形容動詞の用例もあるので「形容詞、形容動詞の語幹に「さ」「み」「げ」などがついて名詞になっているものは、その形容詞、形容動詞の送りがなによって送る。」とした。そして語例に形容動詞からのものとして「確かさ」を加え、挙げている。

「通則19」は活用語を含む複合名詞についてのものであるが、ここでの但し書きについては、建議がそのまま生かされている。すなわち、「ただし、誤読・難読のおそれのないものは、かっこの中に示したように送りがな

を省いてもよい。」として、語例「帯止め(帯止) 氣持ち(氣持) 封切り(封切) 編み物(編物) 受け身(受身) 打ち切り(打切り) 申し込み(申込み) 取り締まり(取締り) 果たし合い(果し合い) 打ち合わせ会(打合せ会)」などを挙げている。このような活用語を含む複合名詞については、法令・公用文書でも送り仮名を省いている。したがって、これはそのまま内閣告示・訓令として入ったものである。先の「通則6」における複合動詞の場合とは扱い方が別である。

「通則20」は、具体的な語例が五〇語以上も掲げられている。全く送り仮名を付けない慣用が固定していると認められる複合名詞は相当に数が多い。日常生活に密接してかわりのある「献立、座敷」とか、「切手、切符、書留、踏切」とか日常生活にかかわる経済用語「繰越金、積立金」とか、これらは頻度高く使われる、見慣れ使い慣れている言葉である。この類の言葉は、様々にあるであろうから、ここに挙げられている言葉は、限定的に列挙したのではなく、大方の例示をいうことになる。したがって、内閣告示・訓令では、建議にはなかった「原則として」という条件を入れ、この通例の適用にゆとりを持たせている。

「第5 代名詞」は、「通則22」のみであるが、建議には「備考」が添えられていた。すなわち「備考」代名詞はなるべくかながきにする。」というものである。この断りは、国語の文章(漢字仮名交じり文)中に、どの語は漢字で書き、どの語は仮名で書き、どの語は漢字と仮名とを交えて書くかなどという、いわゆる正書法の問題ともかかわる。そこで、この「通則22」だけにかかわる問題ではないという判断から、この「備考」は内閣告示・訓令でははずした。そして、全体にかかわる問題であるとして、冒頭の「まえがき」中に、なお書きとして「なお、用例は、送りがなのつけ方を示したものであって、その語を書くのに漢字を用いるかどうかを示すものではない。」と説明された。

内閣告示・訓令の「第6 副詞」は、建議では「第6 副詞・接続詞」であった。ここから、接続詞を外したものである。

接続詞に関しては一般的に仮名書きする慣習もあり、法令・公用文書では漢字書きするのは「及び 並びに」又は「若しくは」の四語に限られることから、改めて取り上げるまでもないと判断したものであろう。

「通則23 副詞は、最後の音節を送る。」として、建議をそのまま受けて内閣告示・訓令でも語例「必ず 少し 再び 全く 最も」を挙げている。そして但し書きを加え、「ただし、次の語は、その前の音節から送る。」とあるのだが、建議では「直ちに」の一語のみを掲げていたが、内閣告示・訓令では「大いに」を加えている。これは「通則26」中の語例として掲げてあったものを移し入れたものである。こちらに入れた方が分かりやすいという判断からである。

最後に「注意」が添えられている。内閣告示・訓令のものを次に引用する。

〔注意〕

動詞と動詞とが結びついた動詞については、特に短く書き表わす必要がある場合、「打(ち) 切る」「繰(り) 返す」「差(し) 上げる」のように、かっこの中の送りがなを省いてよい。

表に記入したり記号的に用いたりする場合には、「晴(れ)」「曇(り)」「問(い)」「答(え)」「終(わ)り」「生(まれ)」「押(す)」のように、かっこの中の送りがなを省いてもよい。

この二段階に分かれている前の段落については、「通則6」の箇所を取り上げて説明した。後の段落については、記号的に用いるものについて取り立てて注意したものである。

以上、「通則1〜26」にわたり、建議と内閣告示・訓令とを比べながら「送りがなのつけ方」についての概要

を見てきた。これを通して見ると、例外はなるべく少なくあるべきだろうし、法的的に一貫したものであるべきだろうことも首肯されるが、世間一般に慣用として固定して使われているものについてはそのまま拾い上げる必要もあるということなど、整理して仕上げるに当たっては、かなり問題を含んでいる。このようなことにつき、

『国語問題問答第7集（送りがなのつけ方特集）』（文部省、「国語シリーズ」四四、昭和三五）から、引用する。

国語の表記については、特に語の働きやしくみに対する意識が深く関係している。しかも、この意識は、それぞれの方面により、また人によって変化があり、必ずしも一致しがたいものがある。そこに送りがな統一の困難なところがある。これらの点を考えて、現実に実行可能なものとするためには、通則によって法的に一貫するとともに、ただし書きをつけて、その適用に幅を持たせることが必要だと認められたのである。しかし、通則2、および、通則9のただし書きに掲げた語は、前に述べたように、それぞれ通則1、および、通則7の本則を適用して解釈することができるもので、そのただし書きを削除した。また、通則6のただし書きは、末尾の〔注意〕に移した。

などと、法的的に一貫するようにしつつ、許容の範囲を見定めたり例外に相当するものを処理したりしている。このようなことの一つとして、複合名詞についての説明を見てみる。

活用語を含む複合名詞については、この類は大きくわけて送りがなを送る傾向のもの、送らない慣用の固定しているもの、送るか送らないか決定していないその中間に属するものの三つに分けられる。この3類に属する語は、それぞれ相当の数に上っている。そこで送りがなを送る傾向のものは、通則19として処理し、送らない慣用の固定しているものは通則20を立てて処理し、確定していないものについては送りがなの傾向を考慮して通則19のただし書きによって処理することにした。通則20に属するものは、どの方面においても

送りがなをつけない慣用の固定しているものである。これは日常使用度の高いもの、専門用語等に多くみられる。これらの語を除いた送りがなの必ずしも確定していない複合名詞は、通則19によって処理することとしたのである。

と述べている。このように複合名詞の語を出来るだけ多く集めた上で、分類整理しているものであることを伝えてくる。

「送りがなのつけ方」（建議）を、内閣告示・訓令とするためには、各省庁等の意見を踏まえ、修正を加えた上で、次官会議および閣議に懸けられるに当たり、「送りがなのつけ方」用例集」が添えられた。これは、送りがなについて基本的と認められる語について、その用例を示したものである。したがって、通則の「省いてもよい」という形は示していない。この用例集は「送りがなのつけ方」が内閣告示・訓令された後に、『文部省 公用文の書式と文例』（昭和三四・一二）中に「文部省 公用文 送りがな用例集」として収められた。

### 三 「送りがなのつけ方」それぞれの通則での語

第四期国語審議会の議を経てまとめられた「送りがなのつけ方」（建議、昭和三三・一二）が若干の修正を施した上で「送りがなのつけ方」（内閣告示・訓令、昭和三四・七）として公布され、実施された。

ここでは各通則において個々の語の標準とする形、語形をどのように判断して決めたのかについて、数例を取り上げる。

まず「通則1 動詞は、活用語尾を送る。」という原則を立てたにもかかわらず、但し書きが付き、「ただし、

第一〇節 「送りがなのつけ方」の審議と建議

次の語は、活用語尾の前の音節から送る。」として語例「表わす… 行なう…」などが挙げられたのかについてである。「表わす」は五段活用の動詞であるから原則を適用すれば「表す」という語形を標準的な表記として掲げればよいはずである。これについては例えば、「…の意を表す。」というような文の場合には、その読みは「アラウス」とも「ヒョウス」ともどちらともこれ、決めがたい。そこで、読みを誤らないようにするために「表わす」と表記し、不活用語尾「わ」を書き表わすこととしたものである。これと同様なのが「著わす」である。また、「行なう」についてはこれも五段活用の動詞であるから原則を適用すれば「行う」という語形を標準的な表記として掲げればよいはずである。この語の活用形のうち、例えば「昨日行った音楽会」の「行った」「行っ」という連用形は「イッタ」なのか「オコナッタ」なのか、どちらにも読める。そこでこれも誤読を避け、読みを確定するために不活用語尾「な」を送ることとしたものである。これと同様の例が「断わる」にも見られる。「断ってしまう」の「断って」は「コトワツテ」とも「タツテ」とも読める。そこでこれも不活用語尾「わ」を送ることとしたものである。

「通則2 活用しない部分に他の動詞の活用形またはそれに準ずるものを含む動詞は、含まれている動詞の送りがなによって送る。」とあり、語例として「浮かぶ(浮か) … 聞こえる(聞く) … 起こす・起こる(起きる) …」などを挙げている。この「通則2」も本来「通則1」があればよいはずのものである。語例中の「浮かぶ」については前にも触れたので、「聞こえる」で見よう。「聞こえる」は下一段活用であるから本来なら「通則1」に従い「聞こる」の語形つまり活用語尾のみを送り仮名として付ければよいはずのものである。それを不活用語尾「こ」から送るとしたのは、この不活用語尾である「活用しない部分」に「他の動詞の活用形またはそれに準ずるものを含む」んでいるからである。つまり語例として挙げてある「聞こえる(聞く)」において

は、丸括弧で囲んである「(聞く)」という五段活用の動詞の未然形の活用語尾を含んで見ただけである。これは、「聞く」の派生・対応として「聞こえる」を関連付けているものである。この通則の下に列挙されている語例「積もる(積む)」「起こす・起こる(起きる)」など、いずれもこのような関係のあることから、この「通則2」に位置付けられている。

「通則5 活用しない部分に名詞を含む動詞は、その名詞の送りがなによって送る。」とある、この語例には「黄ばむ 春めく 先んずる 横たわる」が挙げられている。これらの語例の活用しない部分のうち「黄、春、先、横」は名詞である。名詞は「通則16」により送り仮名を付けないことになっている。その「通則16」には但し書きがあり、「ただし、次の語は最後の音節を送る。」として「哀れ 後ろ 幸い … 情け …」などが挙げられている。これにより例えば「哀れがる」「後ろめたい」「幸いする」「情けない」などの語は、それぞれ「れ」「ろ」「い」「け」を送ることになる。ところで、「基づく」は「基(もと)」という名詞に活用のある接尾語「つく」の付いたものであるから、送り仮名の付け方は「基く」とはせず「基づく」とするものである。

「通則7 形容詞は、活用語尾を送る。語幹が「し」で終わるものは、「し」から送る。」とある、この形容詞の送り仮名の原則は、文語の形容詞のいわゆるク活用、シク活用を配慮したものであるから、分かりやすい。これの但し書きの下に列挙されている語例のうちから一、二を取り上げる。但し書きは「ただし、次の語は、活用語尾の前の音節から送る。」とあり、その語例は「明るい 危うい 大きい 少ない …」などである。このうちの「明るい」は原則に従えば「明い」でよい。この語形だと「アカイ」と誤って読まれる恐れがある。また送り仮名の付け方を「明かるい」とすることもできる。「明ける」との関係配慮すれば、これも一案であるが、この形にすると、送り過ぎの感がないわけではない。そこで読み誤ることはないであろうと思われる「明るい」の

形が適當であろう。次に「危うい(アヤウイ)」については、原則に従えば「危い」という送り仮名の付け方でよいのであるが、これでは「アブナイ」と誤読される恐れがあるので、「アヤウイ」は不活用語尾「う」から送り、「危うい」という形が適當であると思われる。また、「少ない」については、これも原則に従えば「少い」の形になる。この表記の形にすると「スクナクナイ」は「少くない」と書き表すこととなり、これだと「スクナイ」と読むことも起こる。「スクナイ」を「少ない」という表記の形にすれば、「スクナクナイ」は「少なくとも」と書き表すこととなり、読み誤まる恐れはなくなる。したがって、「少ない」としたものである。

形容動詞に関する通則の一つ「通則15 活用しない部分に動詞の活用形またはそれに準ずるものを含む形容動詞は、その動詞の送りがないよって送る。」の語例「晴れやかだ 冷やかだ」については見てみよう。これは、動詞と関連のある形容動詞について規定したものである。一つ目の「晴れやかだ」については、下一段活用の動詞「晴れる」の活用形「晴れ」を含んでいるので「晴れやかだ」とする。記号的に使う場合の「晴」の形を含む「晴やかだ」の形とはしない。また、「冷やかだ」については五段活用の動詞「冷やす」は「通則2」により「や」から送るので、活用形に「準ずるもの」を含むものとして、「冷やかだ」という形になる。なお、「やかだ」と送るのは、通則12および13による。

名詞に関する通則のうち、「通則16 名詞は、送りがなをつけない。」とあるのは、名詞についての一般的な原則であるが、この但し書きに「ただし、次の語は、最後の音節を送る。」として語例「哀れ 後ろ… 情け…」を挙げているこのことにつき取り上げる。その一つ「後ろ」についてであるが、もし「後」として送り仮名を付けない形にしたら「ゴ、ノチ、アト、ウシロ」のように幾つもの読みを思い浮かべることになる。そこで、読みを確定するには、「ウシロ」の場合は「ろ」を送り「後ろ」とすることで解決する。また「情け」について

は、もし「情」として送り仮名を付けないこととしたら「情が深い」は「ナサケ」と「ジヨウ」と二通りに読める。そこで読みを確定するには「情け」と「け」を送ることとすればよい、ということになる。

複合名詞に関する「通則19」につき、その但し書きにかかわり、一例を取り上げる。「通則19 活用語を含む複合名詞は、その活用語の送りがないよって送る。」とあり、続いて「ただし、誤読・難読のおそれのないものは、かつこの中に示したように送りがなを省いてもよい。」とある。この但し書き中の語例「打ち合わせ会(打合せ会)」により、送り仮名の省き方につき見てみる。「打ち合わせ会」という語には動詞「打つ」と動詞「合わせる」との二つの動詞が含まれている。動詞「打つ」は通則1に見る「活用語尾」を送り仮名として付けているものである。動詞「合わせる」は、通則2で述べている通り、動詞「合う」を含む。したがって不活用語尾「わ」を送り仮名とした。これを省けば、「合わせる」となり、下一段活用の活用語尾だけとなり、つまり通則1に言う「動詞は、活用語尾を送る。」という法則下のものとなる。要するに、この不活用語尾は誤読・難読の恐れがなければ、省くことができる。元に戻り、「打ち合わせ会」という語につき、この不活用語尾「わ」を省いた形「打ち合せ会」としても読み誤ることはないであろう。更に目慣れ使い慣れれば、前部分の動詞「打ち」の送り仮名を省いた「打合せ会」としても読み誤ることはないであろう。通則19の但し書きは、このような場合を言うものである。

複合名詞のうち、全く送り仮名を付けなくても読みが慣用として固定していれば、すべて省くことができる。それが通則20である。このことから、通則19の但し書きに挙げられているような語例は、この通則20に挙げられているような語例のような使われ方、広く頻度高く世間一般に使われるところまでは行っていない語ということになる。

#### 四 「送りがなのつけ方」審議に当たり使用した資料

第四期国語審議会の正書法部会が、送り仮名の付け方に関する審議に際し使用した主な資料は、次のようなものである。

- 送りがな法系統図
- 送りがなの問題点
- 文部省著作中等国語・公用文・文部省刊行物表記の基準送りがな対照表
- 送仮名法（国語調査委員会）
  - 1 送りがな法事項分類Ⅰ（動詞）
  - 2 送りがな法事項分類Ⅱ（形容詞・形容動詞）
  - 3 送りがな法事項分類Ⅲ（名詞・代名詞・副詞・接続詞）
- 自動・他動の対応のある動詞 その他
- 複合動詞（前の動詞が2音以上のもの）
- 本来の名詞
- 動詞から転成した名詞
- 1 名詞と動詞とが結合した複合名詞
- 2 形容詞その他と動詞とが結合した複合名詞

- 動詞と名詞とが結合した複合名詞
  - 1 動詞と動詞とが結合した複合名詞
    - 2 複合語がさらに他の語と結合したもの
  - 送りがな法の問題点の整理―「送りがな法事項分類ⅠⅡⅢ」を要約したもの―
  - 動詞―難読・誤読を避けるために語幹の一部を送るものと思つて多く送るもの
  - 動詞―他の動詞の活用形（またはこれに準ずるもの）を含むもの
  - 一つの漢字に2字のかなを送る名詞
  - 名詞の送りがな法の整理案
  - 「送りがなのつけ方」のまえがき・通則（案）
  - 「送りがなのつけ方」について（建議案）
  - 「送りがなのつけ方」（案）
  - 「送りがなのつけ方」（案）
- これらはすべて『国語審議会報告書4』に収録されている。
- 右のうち「送りがな法事項分類ⅠⅡⅢ」は、動詞、形容詞、形容動詞、名詞、代名詞、副詞、接続詞につき詳細に分類し整理したものである。これを基に「送り仮名法の問題点の整理」へと進む。そして、動詞や名詞など、通則を立てるに当たり、生じた様々な問題点につき、原則とそれから派生するものなどと系統的に整理している。その間、「文部省著作中等国語・公用文・文部省刊行物表記の基準送りがな対照表」を初め、「自動・他動の対応のある動詞 その他」の表、「動詞から転成した名詞」の表、「名詞と動詞とが結合した複合名詞」の表、

「動詞と名詞とが結合した複合名詞」の表、「動詞と動詞とが結合した複合名詞」の表、「複合語がさらに他の語と結合したもの」の表、これらを統合して「あいうえお」順に整理した送りがない検索のための一覧表などが次々と作成され、審議に供されている。要は、それぞれの品詞に見いだされる問題点につき、かわる語を出来るだけ多く（悉皆に近く）集め、一つ一つの語を点検しつつ、かつ一つの類を通した「つけ方」を見いだすことにある。したがって、右に見るような類別的な一覧表が必要とされた。このような地道な作業を経て「送りがないつけ方」(建議)がまとまった。

なお、これ以前に国立国語研究所から『国立国語研究所資料集3 送り仮名法資料集』(昭和二七・三)が出ている。ここには「送り仮名対照表」と「送り仮名法文献集」とが収められている。

「送り仮名対照表」で対照の用に供された送り仮名法の文献は、次の二二種である。

- 1 内閣官報局「送仮名法」(明治二七・五)
- 2 中根淑「送仮名大概」(明治二八・一〇)
- 3 佐藤仁之助「新撰送仮字法」(明治三三・一一)
- 4 国語調査委員会「送仮名法」(明治四〇・三)
- 5 内田百閒「動詞の不変化語尾について」(昭和一〇・二)
- 6 服部嘉香「正しい使い方 仮名遣と送り仮名」(昭和一一・二)
- 7 木枝増一「送仮名法」(昭和二三・一〇)
- 8 三宅正太郎・若林方雄・野田信夫「送り仮名法(案)」(昭和二四・二)
- 9 文部省国語調査室「送りがないつけ方(案)」(昭和二二・三)

10 文部省著作教科書「中等国語」の送り仮名―文教協会編「総合当用漢字表」巻末の「現行教科書・公用文

おくりがな対照表」および久松潜一編「新編国語辞典」附録―(年次の記載なし)

11 総理庁・文部省「公文用語の手びき」(昭和二三・九、改訂昭和二四・三)中の「送りがないつけ方」(ここでは、改訂版による)。

12 文部省「表記の基準」(昭和二五・一一)

このうちの10・11・12の送り仮名の付け方の対照表の部分を取り出して、国語審議会の正書法部会での審議資料として提出されている。なお、この資料集には明治時代以降の主要な文献が集められているので、何かと参考にされたであろうと思われる。

## 第二一節 戦後の国語施策の再検討

### 一 当用漢字表の再検討と補正資料

当用漢字の実施状況にかんがみ、新聞や教育など各方面からの意見もあり、第二期国語審議会(昭和二七・四―二九・四)では漢字問題に関し、調査し審議している。第一六回総会(昭和二七・六・三〇)の席で、委員はいずれかの部会に所属することとして、漢字部会をはじめとし表記部会、標準語部会、公用文部会、固有名詞部会が設けられた。そして、漢字部会は、同年七月以来、当用漢字の補正について合計二六回の部会を開催し、審議を重ね、「当用漢字表審議報告」をまとめている。なお、漢字部会長は原富男(東京教育大学講師)である。

『国語審議会報告書2』（文部省、昭和二九）によれば、漢字部会での提出資料は二一件ある。その主なものとしては、国語課提出の「当用漢字選定の基準」「当用漢字音訓表」「新しく加える字の音訓・字体案」「人名用漢字別表との関係」「当用漢字別表との関係」「新しく加える字の用例」「当用漢字表等の補正」などであり、委員提出の「当用漢字表補正に際し、新たに加えられる漢字、削除してもよい漢字」「当用漢字補正についての参考資料」「当用漢字増減案」「当用漢字補正に関する新聞社の意見の集計（第1次）（日本新聞協会編）」「同上の増補（第2次）（日本新聞協会編）」「当用漢字補正に関する新聞社の追加意見」などである。

漢字部会の審議経過のまとめには、まず次のように記されている。

審議の最初にあたって、まず次のような事柄を決定した。

- 一 当用漢字表を、その制定当時の精神にそって守りぬくことを部会の基本態度として確認する。
- 二 その守りぬくための方法として、5年間実施した経験により、現状に即するために、いくらかの修正は施さなければならぬことを承認する。それに二つの意見がある。
- ① 教育上の立場―主として児童生徒の学習能力にかんがみて―から、修正は現在の字数より減らすべきことを、方針の一つとすべきであるとの主張。
- ② 字数の増減は、やってみた結果でないとわからない。だれも不必要にふやそうとしているものはないのだから、特に減らすべきであるとの方針を事前にならう必要はなからうとする意見。
- 三 この②のほうの意見に従い、当用漢字表を再検討していくことを部会の当面の仕事とすること。その検討の要領は、

- ① 委員の良識により、現状に即して、「必要欠くべからざる」字を表について選択していく。しかしこのことは、教育漢字とは、その性質上別個のものである。
- ② 現在痛感している諸方面からの希望要求と、そのデータにより、表中の文字が出入することが予想される修正のことは、第2の段階とする。
- ③ ①と②の仕事をしていく間に、代用語・代用字のことが、おのずから考えられるべきである。

①と②の仕事をしていく間に、代用語・代用字のことが、おのずから考えられるべきである。などである。これにより、教育漢字（当用漢字別表の漢字八八二字種）はそのままにし、それ以外の当用漢字表の漢字や表外漢字で必要とされる漢字を検討対象とするということが基本的な方針となった、と理解される。

まず第一段階として当用漢字表内の漢字につき残す字、削る字、保留の字を検討している。また、日本新聞協会編「当用漢字補正に関する新聞社の意見の集計」（全国一六社）を取り上げ、削りたい字（七四字種）、新しく加えた字（二五二字種）につき検討している。

その上で、漢字部会の審議の中間整理として「A当用漢字表から削る字（四三字）」、B当用漢字表に残す字（三三一字）、C当用漢字表に新しく加える（一二二字）、D仮採用の字（一七七字）をまとめているが、更に審議を重ね、削る字、加える字とも二八字とした。この結論を第二〇回総会（昭和二九・三・一五）に「当用漢字表審議報告」として報告している。

次に、審議会としてのまとめと漢字部会の報告とを引用する。

「当用漢字表審議報告」について

国語審議会

このたび、漢字部会から当用漢字表に対する再検討の結果が報告された。これは、漢字部会が、当用漢字表を中心として広く社会に日常使用される漢字について2か年26回にわたり、熱心に審議した結果であつ

て、将来当用漢字表の補正を決定するさいの基本的な資料となるものである。

思うに、当用漢字表の補正は、その影響する方面や範囲が広く深いので、この漢字部会の補正資料は、このさい一般の批判をもとめ、今後なお実践を重ねることによって、その実用性と適正さが明らかにされると考えられる。

この漢字部会の非常な努力によって、当用漢字表が全体的に妥当なこともわかった。この点についても同部会の労を多としたい。

当用漢字表審議報告

(漢字部会)

- 1 当用漢字表(音訓表・字体表を含む)から削る字  
且 丹 但 効 又 唐 嚇 堪 奴 寡 悦 朕 濫 煩 爵 璽 箇 罷 脹 虞 謁 迅 通  
遵 鍊 附 隸 頒

- 2 当用漢字表(音訓表・字体表を含む)に加える字

宵シヨウ	尚シヨウ	戾もどす	披ヒ	挑チヨウ	据すえる	朴ボク
亭テイ	俸ホウ	偵テイ	僕ボク	厄ヤク	堀ほり	壤ジヨウ
杉すぎ	棧サン	殻カク	汁ジユウ	泥ドイ	洪コウ	涯ガイ

渦カ	溪ケイ	矯キヨウ	酌シヤク	釣つり	斉セイ	竜リュウ
----	-----	------	------	-----	-----	------

- 3 音訓を加える字、字体を改め音訓を加える字

個コ	↓	個コ・カ	燈トウ	↓	灯トウ
----	---	------	-----	---	-----

その後、第五期国語審議会(昭和三四・三三・三六・三三)の第一部会で二一回にわたり「当用漢字補正資料の審議」を行った。『国語審議会報告書5』に、交わされた意見を要約し、次のように三種にまとめている。

- 1 補正資料をそのまま採用し、それによって当用漢字表の改定をただちに行なうべきであるという意見。
- 2 当用漢字表はそのままにしておいて、それとは別に補正資料を認める、あるいは、補正資料の中の加える字または削る字のどちらか一方についてだけ考えたらどうかという意見。
- 3 もし当用漢字表を改定するのなら、今ここで急いで決めるようなことはしないで、根本的な検討を始めるべきであるという意見。

それから更に討議が続けられ、昭和三五年五月に部会員の総意としての結論がまとまり、第四一回総会(昭和三五・七・一九)に次に記す通り報告された。

当用漢字補正資料は、過去5年間新聞などで実施してきた結果から見て、その内容はほぼ妥当であると認められる。しかし、当用漢字表を修正する場合には、用意を新たに、周到な準備によって再検討に取りかかる必要がある。したがって、補正資料は当用漢字表を修正する際の重要な資料であることを再確認し、社会一般においてもその趣旨を尊重することを希望する。したがって、補正資料は、従来どおりの取り扱いをし、ばらく続けることとする。

この報告についての質問・意見はなく、そのまま了解された。したがって、この問題に関する審議は、以後、報告に示された考えに沿って進めることとなる。

## 二 平仮名、片仮名先習論

第三期国語審議会（昭和二九・七・三一・七）の審議事項の一つとして、小学校国語の学習指導において平仮名を先にすべきか片仮名を先にすべきかにつき取り上げられた。結果としては、「少なくとも小学校第2学年あるいは第3学年の終りまでに、かたかなをひらがなとともにじゅうぶんに習得させることが必要である」というところに落ち着き、これを第二八回総会（昭和三〇・七・二二）で可決し、同日付で文部大臣に報告した。以下、この問題を取り上げることとなった事情や審議経過等につき述べる。

実は、第二四回総会（昭和三〇・三・二二）で、土岐善麿会長から、次のことにつき発言があった。すなわち、中央教育審議会の文部大臣への「かなの教え方について（答申）」に基づき、国語審議会でこのことを審議することとなった、というのである。このことにつき、順を追う。

まず、中央教育審議会から文部大臣への答申を引用する（以下、原文は横書き）。

昭和二九年二月二〇日

文部大臣安藤正純殿

中央教育審議会会長 亀山直人

かなの教え方について（答申）

本審議会は、かなの教え方について、総会において慎重に審議した結果、次の結論に到達しましたので答申いたします。

### 記

小学校児童に、ひらがなを教えることについては、現場の教育者および学者、一般社会人の間にも、相当異論のあるところであるから、文部省は、国語審議会ならびに教育課程審議会に付議して、その取扱を慎重に研究せられたい。

というものである。そこで、文部大臣はこれに基づいて次の文書を発する。

昭和三〇年二月四日

国語審議会会長土岐善麿殿

文部大臣 安藤正純

かなの教え方について

さる昭和二九年二月二〇日、中央教育審議会会長から別紙のとおり「かなの教え方についての答申」がありました。つきましては、この問題について、貴審議会におかれましてよろしく御審議くださいますようお願いいたします。

というのである。この第二四回総会では、これを議事として取り上げたにとどまる。

第二五回総会（昭和三〇・三・一六）では提出された様々な資料につき、土岐会長が「(前略)新聞・雑誌、その他に出ているものを分類すると、(1)ひらがなをかたかなにしたほうがよいというもの。(2)現在どおり、ひらがなでよいというもの。(3)どちらを先にするというのでなく、かたかなも早く教えたほうがよいというもの。つまりかた

かなを同時に習わせるといふ考え方―カリキュラムの問題であるが―1年ではひらがな、2年ではかたかなを教えているのを、1年からかたかなを教えるといふ考え方。以上の三つになる。国語審議会としては、これら種々の型を整理して取り扱っていきたいと思う。かたかなをひらがなとともに教えることは方法の問題である。方法が可能かどうかという問題である。(後略)などと述べている。これに加えて、波多野完治委員(お茶の水女子大学教授)が、教育課程審議会初等教育教育課程分科審議会会長でもあることから、同分科審議会でも出た意見を三つに分類して紹介し、

(1)かたかな先習論は、特殊教育・へき地・PTA・文字に苦勞している人から出た。(2)ひらがな先習(現状維持)は、現場の先生・校長その他から出た。(3)オーソグラフィ(正字法)からの論は、現場の教師に多い。これは、1年生でラジオ・オルガンなどのことばが現在の教科書では、ひらがなで出ているが、世間ではかたかなで書いているから、これらはかたかなで教えるほうが正しいとする論である。

と述べている。また、土岐会長は、文部当局が中央教育審議会で説明した、どういう理由でひらがな先習になったかのいきさつについての資料を紹介し、読み上げている。なお、松坂忠則委員(カナモジカイ理事長)が、「入学当初からかたかなをしっかりと教えること」といふかたかな先習論を主張した。

第二六回総会(昭和三〇・四・二五)では、多数の参考資料を用意し、審議を経た上で、小委員会を作る運びを配慮したが、そこまでに至らなかった。ここで用意された「(別紙)」を次に掲載する。

(別紙)

#### 1 審議の方針

##### (1) 国語政策的に

(ア) 国字論としての漢字・かたかな・ひらがな・ローマ字のうち、どれに優位を与えるかを考えたうえで審議する。

(イ) 現在および将来における使用法から考えて、かたかな・ひらがなのいずれに優位を与えるかというところを考えたうえで審議する。

(ウ) 単に、ひらがな・かたかなの現在における使用法の実態から考えて審議する。

(エ) ひらがな・かたかなの教育上の難易のうえから審議する。

##### (2) 国語教育的に

(ア) 現状論

(イ) かたかなから先に学習する論

(ウ) 正書法論

(エ) いずれかをもつぱら学習する論

(オ) 漢字学習との関連を考える論

(カ) 教育上の負担を考える論

##### 2 審議の方法

(1) 審議の方法を決定し、国語政策なり国語教育なりのうえで提案されている論について審議してゆく。

(2) いずれの論や事実についても、その立論の根拠、事実の内容を分析して、そのうえで、方針を決定し、その方針に則して、いずれの立場を取るかを審議してゆく。

##### 3 国語政策に関する論

##### 第一一節 戦後の国語施策の再検討

- (1) 文字の難易から見て、将来のかなをいずれかに決定する論
- (2) かな文字論
- (3) かたかなの使用の拡大されているという事実に基づく論
  - a) 新聞
  - b) タイプライター
- (4) ひらがなの優位性を認める論
- (5) 字形を検討すべきであるという論
- (6) 正書法論

4 国語教育に関する論

- (1) 根本論
  - (ア) 現状論
    - a) むずかしくない
    - b) 混乱を避ける
    - c) もっとよく研究してから
  - (イ) かたかなから先に学習する論
  - (ウ) かたかな混用論
    - a) 一部混用論 (全部の学習はあとにまわす。)
    - b) 全部混用論 (1年で全部終える。)
    - c) 漢字をあとにまわす論
  - (エ) いずれかをもつばら学習する論
  - a) ひらがなのみを学習する論

b) かたかなのみを学習する論

(オ) 正書法論

(2) 技術論

(ア) 現状論

- (イ) かたかなの学習を強化する論
  - a) 教科書の編集の改良
  - b) かたかな表記の語の選び方の改良
  - c) 指導法の改善—ドリル学習などの採用、その他
  - d) 児童の学習において混乱を避けるためのくふう
- (ウ) かたかなを先に学習する論
  - a) 容易に学習できるとする論
  - b) 漢字学習との関係を強調するもの
  - c) 混乱はやむをえないとする論

この「(別紙)」に関しては、土岐会長が「三月二日と一六日の総会で、一応皆さんのそれぞれの立場から発言があった。議事録によって発言の内容を整理すると、(別紙)「審議の方針」のようにな」と説明している。また、田口委員(京都外国語短期大学長)は「(別紙)はたいへんけっこうな分類と思う。」うんぬんの発言もあった。

第二七回総会(昭和三〇・六・九)でも、この問題を引き続き審議した。その中で小委員会を作りまとめることに落ち着いた。討論の一部を引用する。

土岐会長 正書法として考えれば、できるだけ両方を教えることが必要である。…中略…  
 中島健蔵（東京大学講師） ひらがな・かたかなを両方ともなるべく早く習わせるべきであるという結論に対する反対はあるか。

吉田甲子太郎（明治大学教授） 異論はないのではないか。

松坂 国語教育の4団体の声明書によると、現場では現在の方法がよいと思っている。…中略…

中島 提出している問題、困っている問題は、全部かたかなでやれということではない。現状で併用されている。かたかなをどう使うかという方法も別として、2年の終りにかたかなを全部教えきれるよう努力する。その方法を考えることである。…中略…

土岐会長 小委員会を作ることをおはかりする。

（異議なし）

時枝誠記・中島 回答案を起草するだけで、研究するのではないから、会長・副会長に一任したい。

土岐会長 では、次の10人のかたがたに小委員をお願いする。なお、これに会長・副会長を含める。

回答案作成小委員会委員

有光、石井、遠藤、照井、時枝、中島、野間、波多野、松坂、吉田各委員

小委員会は六月二三日（木）に開催され、報告案を作成した。

その報告案は、第二八回総会（昭和三〇・七・二二）にて字句の修正が行われ、まとめられ、決定された。そして、直ちに同日付で文部大臣に報告された。それを次に掲げる（原文は、横書き）。

昭和三〇年七月二二日

文部大臣松村謙三殿

国語審議会会長土岐善磨

かなの教え方について（報告）

現在、社会では一般にひらがな・かたかなの両方が用いられているが、現行の小学校におけるかなの学習は、ひらがなを第1学年から教え、かたかなを第2学年から教えることになっている。中央教育審議会会長からの文部大臣に対する答申によれば、この現状に対して、現場の教育者および学者、一般社会人の間にも相当異論があるというおもむきである。この異論に対しては、社会生活をじゅうぶんに営む必要や、文字習得の難易を問題とする立場や、正書法を確立する考えなどから検討してみることが必要である。

国語審議会においては、慎重審議の結果、少なくとも小学校第2学年あるいは第3学年の終りまでに、かたかなをひらがなとともにじゅうぶんに習得させることが必要であると認めた。

その方法としては、次のようなことが考えられるであろう。

- (1) 現にかたかなの表記が、一般に認められている語については、かたかな書きで学習させる。
- (2) かたかなの学習を効果的にするために、学習の過程において、かたかな書きの語、句または文をまじえる。

このようにして、かたかなについても全部、おそくも第3学年の終りまでに習得するよう指導されることが適当であろう。

国語審議会としては、正書法その他国語国字政策の方向についてはあらためて検討することとし、中央教育審議会の答申に関しては、上のような結論に達したことを報告する。

翌昭和三十一年、教育課程審議会でも審議の結果を文部大臣に答申した。以下、参考のために次に掲げる。

昭和三十一年五月七日

文部大臣清瀬一郎殿

教育課程審議会会長木下一雄

かなの教え方について(答申)

本審議会は、かなの教え方について、慎重に審議した結果、次の結論に達しましたので、答申いたします。

記

ひらがなをかたかなより先に教えるという現行の方針は、改訂する必要は認められない。

ただし、かたかなの学習については、さらに徹底を期することが望ましい。

以上のような審議過程を経て、小学校段階における平仮名、片仮名の学習についての在り方は、決着を見た。

### 三 諮問機関「国語審議会」へ

#### 1 委員の推薦について

国語審議会委員の選出方法は、国語審議会令(昭和二五・四・一七、政令第八五号)の第三条による。

第三条 委員及び臨時委員は、政治、教育、学術、文化、報道、経済等の各界における学識経験のある者及び関係各庁の職員につき、文部大臣が定める方法で推薦された者のうちから、文部大臣が任命する。

これに基づく「国語審議会の委員及び臨時委員の推薦方法に関する規程」(文部省令第一六号、昭和二六年七月五日)は、全部で三条から成るが、そのうちの第一条を次に掲げる。

第一条 国語審議会の委員及び臨時委員(以下「委員及び臨時委員」という。)は、国語審議会委員等推薦協議会(以下「協議会」という。)が推薦する。

二 協議会は、必要あるごとに文部大臣が設ける。

三 協議会は、国語審議会の委員のうちから互選した七人以上五人以内の者(互選された後、国語審議会委員として任期が満了した者を含む。)で構成する。

四 協議会は、委員及び臨時委員の推薦を終ったときに、解散するものとする。

このような政令および規定により、委員は選出された。

第五期国語審議会(昭和三四・三丁、昭和三六・三三)の最終総会として開かれた第四二回総会(昭和三六・三二・七)で、次の委員を選ぶ推薦協議会を作るため、この期の委員による互選という段取りに入った時、次の発言があった。

成瀬委員 前回の総会でも述べたことであるが、もう一度はっきり申し上げたい。この推薦の方式は他の審議会の委員を選ぶ方法に比べて、一見民主的のようであるが、選ばれた構成メンバーを見ると、毎回同じかたが選ばれており、表音主義者が多数を占めている。それに少数の反対者を加える、反対者は少数であるということ、形式的には民主主義でも、その実は専制的である。(以下略)

これを契機に、舟橋聖一委員等の発言があり、この会では決まらず、この第四二回総会の続きとして三月二二日に再び総会が開催された。成瀬委員はここでも「表音主義に狂熱的な人々とわれわれとは、左翼と右翼のようなものであり、それらの人々とわれわれがいっしょに論議すること、両翼の主張をもつ人のなぐりあい

のようなもので、共通の場がないのである。それでは困る。」などと主張している。舟橋委員も「わたくしがもう一ぺんしんぼうしてこの会に出席していたのは、国語審議会の構成をだいたい五分五分に、表音主義者と表意主義者が半々になるような場としていただきたいこと、その場で真に国民のために国語について考えたいということにほかならないのであるから、そのような選出方法を考えていただきたいのである。」と述べている。これらに対し、松坂委員は「わたくしがカナモジ論者であり、表音主義者であることは、自分でもよく知っているが、」と述べた上で、「いわゆる表音主義者は、国語審議会の席上で、このような国語審議会の方向を否定するようなことを、否定するような発言を、かつて一度でもしたことがあったか。あくまで良識をもって、審議会の使命に忠実であろうとしたのではなかったか。かりに、この戦後の大きな流れを無視し、当用漢字表・現代かなづかいを否定するようなことになるのであれば、それを食い止めることこそ、何よりも必要なことであろうし、それこそが、われわれの態度であるべきである。ごく少数の表意主義者によって、国民多数の実態が無視されるということは、許しがたいことと思われる。」と主張し、「けっきょく、きょうは、この推薦協議会の委員の互選を従来どおりの方式のままで行なうということが、もっとも妥当であり、それを強く希望しておく。」と述べている。これに対し、舟橋委員は「ただいまの松坂委員の意見には、まったく反対である。」「わたくしは、そのような発言を危険なものだと思う。そのような意見が取り上げられる審議会であるならば、退場をする事態も起るものとみなければならぬ。」と述べた。土岐会長は、飽くまで推薦協議会の委員を決めることにあるので、

一二人の委員を選ぶことを提案し、一〇分間の休憩を宣した。

再開後、成瀬委員から発言の要求があったところ、土岐会長は「推薦協議会の委員の互選のことはすでに決まっていることをお含みのうえ、どうぞ。」と述べている。成瀬委員は「ただいま休憩中に、舟橋、山岸、塩

田、宇野委員とわたくしが、これまで論議されてきた推薦協議会の問題について話し合い、どうしてもわれわれの主張が入れられなければ、退場するかどうかについて相談した。…中略…表音主義的な主張をもつ人が、その主張をあくまでも貫こうとするかぎり、国語審議会を正常な状態にもどすことはできないものと考ええる。今までの国語審議会が、このような方針できていることは、ご承知のことと思う。このような状態のもとで行われる互選は、前にも述べたように、永久政権を続けるにすぎないものであるとして、われわれ5人は、退場することとした。」うんぬんと述べた上で、退場した。その後、推薦協議会の委員の選挙が行われ、一二人を選出している。

## 2 委員の任命について

第六期国語審議会（昭和三六・一〇）昭和三八・一〇）は、右に記した方法で決まった委員五〇名により発足した。この期の発足である第四三回総会（昭和三六・一一・九）における冒頭の文部大臣あいさつ中に「委員の選考方法として、現在行なわれております推薦協議会の制度には、再検討を要する点があると考えますので、いずれ機を見て改善を図りたいと存じております。」とあった。このことにつき、第四七回総会（昭和三七・四・二六）で、天城（文部省調査局）局長の発言中に「（前略）文部大臣が、国語審議会に対して行政上の責任をもつ以上、制度上はつきりと文部大臣が諮問できるように改めることと、推薦の形でなく、文部大臣が委員を任命できるように改めること、推薦の形でなく、文部大臣が委員を任命できるように改めることが必要であろう。」「うんぬんと説明した。これに続き質疑、審議があり、内藤次官からも「推薦協議会はなくなる。現在のような形での推薦制度が国民の疑惑を招いている。会長、副会長もおられ、運営委員会もあることであるからおはかりするが、推薦協議会とい

う形をとらず、他の政府機関並みの形をとりたいたいことである。森戸委員の発言にもあつたように、良識的な判断であらゆる分野から公平に文部省が選ぶということでお任せいただきたい。」と述べた。なお、質疑、審議を経て、了承された。

続く第四八回総会（昭和三七・五・二八）に、改正された国語審議会令が配布され、報告された。ここでは、関係する第三条のみを掲げる。

国語審議会令（昭和二五年四月一七日 政令第八五号）

改正 昭和三七年四月二七日 政令第一六八号

第三条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、文部大臣が任命する。

次期（第七期）からこの改正された政令に従うこととなる。

### 3 諮問機関「国語審議会」へ

先に引用した第六期国語審議会の最初の第四三回総会（昭和三六・二・一九）での文部大臣あいさつ中に「文部省としては、新たに構成される審議会においては、従来のように、次々に具体的な国語施策を打ち出すというやり方をいちおうやめて、ここで国民の間のいろいろな意見にじゅうぶん耳を傾け、また従来の実績にも反省を加えつつ、大局的な観点から国語問題の基本的なあり方について検討を願ひ、今後ゆらぐことのない国語の考え方を確立していただくことが、最も必要であると考えたのであります。…中略…今後の審議会のあり方や運営方法についてもじゅうぶんにご意見を拝聴して、改めるべき点は改めてまいりたい所存であります。」と述べている。ここに示されていることの一つが委員を任命にすることであつたが、もう一つが審議会を大臣の諮問

機関とすることにあつた。従来、国語審議会は建議機関であつた。それを改めたのである。

この第四七回総会での天城局長の報告中に「文部大臣が、国語審議会に対して行政上の責任をもつ以上、制度上はつきりと文部大臣が諮問できるように改めること」とある。質問に答え、局長は「諮問にも応じ、従来のような建議もできる」と述べている。このような経緯があつた上で、国語審議会令の第一条も改正された。改正された第一条のみを掲げる。

国語審議会令（昭和二五年四月一七日 政令第八五号）

改正 昭和三七年四月二七日 政令第一六八号

第一条 国語審議会（以下「審議会」という。）は、文部大臣の諮問に依りて次に掲げる事項を調査審議し、及びこれらに関し必要と認める事項を文部大臣及び関係各大臣に建議する。

1 国語の改善に関する事項

2 国語の教育の振興に関する事項

3 ローマ字に関する事項

このように審議会は諮問に依る機関となつた。これとともに、先に触れたように、委員が任命制になつたこと、ローマ字調査分科審議会が廃止されること、これらの三点がこの改正の特色であると見ることができよう。

## 四 国語審議会における、戦後国語施策の再検討

国語審議会令（政令）が昭和三七年四月二七日に改正され、国語審議会が文部大臣の諮問に依り、国語の改善

に関する事項等につき調査審議することとなり、委員も文部大臣が任命することとなった。これは、第六期国語審議会（昭和三六・一〇～三八・一〇）の途中でのことである。第六期の委員はこの改正前であるから推薦協議会での推薦を経ての委員ではあるが、この期は三つの部会において審議を進めた。その第一部会は「国語改善の考え方について」、第二部会は「これまでの国語施策について」、第三部会は「これから改善をはかる必要のある問題について」をそれぞれ審議している。これら三つの部会は政令改正の意をくみつつ催された第四七回総会（昭和三七・四・一六）で設けられることとなったものであり、以後、審議の在り方が、文部大臣あいさつ中に「ここで国民の間のいろいろな意見にじゅうぶん耳を傾け、また従来の実績にも反省を加えつつ、大局的な観点から国語問題の基本的なあり方についてご検討を願ひ、今後ゆらくことのない国語の考え方を確立していただくことが、最も必要であると考えたのであります。」と述べられた趣旨に沿うこととなった。

第六期の三つの部会のそれぞれのまとめは総括された上で、この期の最終の第五一回総会（昭和三八・一〇・一）での審議において「国語の改善について」として議決され、同日付で文部大臣に報告されている。ここから若干、抜き出し、取り上げる。

「これまでの国語施策について」の項では、「法令、公用文、新聞など国民の共通の場や義務教育では、漢字かなまじり文の行なわれている現状に即して、ことばや文字の使用上の基準を定めることが必要である。」として、「今後の問題としては、個々の施策について問題点がどこにあるかを見きわめて、それらを検討すると同時に、個々の施策の趣旨をさらに徹底するよう処置する必要がある。」と述べ、「当用漢字表」、「当用漢字音訓表」、「当用漢字字体表」、「現代かなづかい」、「送りがなのつけ方」のそれぞれについて、問題点を指摘した。

「当用漢字表」については、「地名・人名等固有名詞に使われる漢字の取り扱いが大きな問題である。特に、都道府県名に使われる漢字について考える。また、「当用漢字補正資料」その他の問題についても考えなければならぬ。ただ、固有名詞の漢字を採り入れることや、補正資料などによって補正することは、当用漢字選定の方針に関連するところがある。したがって、将来これらの問題を考えに入れて、当用漢字表を改めて検討する必要がある。」とした。当時、都道府県名の漢字のうち、当用漢字表に入っていないものは「阪・奈・岡・阜・栃・茨・埼・崎・梨・媛・鹿・熊・潟・縄」の一四字であり、この中で「奈・鹿・熊」の三字は人名用漢字表に入っていた。

「当用漢字音訓表」については、「音訓の整理をする必要があること、ことにあて字や同訓異字を原則として使わないという考え方は認めるとしても、現在社会で普通に行なわれている音訓で、採られていないものが少なくないところに問題がある。その点について、漢字の表意性などを考えて、改めて検討する必要がある。」とした。例として、

礼 —— ライ（礼賛）      茶 —— サ（喫茶）      角 —— かど      空 —— あく  
お父さん —— おとうさん      お母さん —— おかあさん      一人 —— ひとり  
二人 —— ふたり      時計 —— とけい

などを挙げている。

「当用漢字字体表」については、「現在社会である程度行なわれている簡易字体で表外のもののなかから、適当なものを探り入れることについて考える必要がある。簡易字体の採用は、むしろ漢字を広く生かす道であると考えられる。」とした。例として「仂（働） 卒（卒） 筵（簿） 取・取（職） 类（類）」などを挙げている。

「現代かなづかい」については、「じ・ぢ」「ず・づ」の使い分け、「おお・おう」「こお・こう」の類の書き分け、また「ワ」「エ」と発音される助詞は「は」「へ」と書くことを本則とし、「わ」「え」と書くことも認めている点などに問題があるので、さらに検討する必要がある。なお、現代かなづかいは、歴史的かなづかいとの間連において説明されている部分があるが、その点にも検討すべき問題がある。」とした。このうち例えば、助詞「は」「へ」を「わ」「え」と書くことを認める許容の事項をどうするかということについて、問題を提起している。

「送りがなのつけ方」については、「送りがなのつけ方は、送りがながだんだん多くなっていく傾向——ことに教育の面では多く送る——に即して考えられている。したがって、全体として送りすぎている点、また例外や許容が多い点などが、全般的な問題としてあげられる。特に、複合名詞の送りがなが問題となる。これらの点については、漢字の性質を考えて、改めて検討する必要がある。」とした。

このように戦後の国語施策につき、それぞれの問題点を指摘し、今後の改定のための着眼点の一端を示した。また、これから改善をはかる必要がある諸問題として、

一 話し言葉の敬語表現について

二 漢字の言いかえ・書きかえについて

三 国語の標準的発音について

四 わが国の地名・人名の書き表わし方について

の四項目を挙げている。これらのうち「話しことばの敬語的表現について」を第一に取り上げるべき問題とした。

敬語についての一応のよりどころには、国語審議会の建議「これからの敬語（昭和二七）がある。が、特に話し言葉に関しては、更に何らかのよりどころが欲しいという要望があるとして、述べられているところから一部、引用する。

話しことばに現われる尊敬表現・謙讓表現についてはもちろんのこと、「ですます体」「でございます体」のような文体の問題、敬称・あいさつことばの問題、語気・抑揚のような音声の問題など、話しことばの敬語的表現について審議することが必要であると考える。

この問題を審議するにあたっては、次のような態度・方針によるべきである。

- (1) 信頼すべき実態調査の結果をふまえ、専門家の意見を参照とすることが必要である。
- (2) 広く世論に耳を傾け、社会一般に納得され支持されるように努めなければならない。
- (3) 決定に際しては、正しい形・誤った形というような示し方をせず、慣用されていると認められる形とか、適当と認められる形とかを示すようにする。
- (4) 実例を示すことを心がけ、なるべく具体的な場面を設定し、語句の形ではなく文の形としてあげるようにする。

(5) 目先の問題にとらわれず将来の見通しをも加味して、おおまかな方向づけをすることが必要である。なお、「これからの敬語」（建議、昭和二七）に代わる案を作成するまでには至らなかった。

第七期国語審議会（昭和三九・一―四一）は、文部大臣が任命した委員による初めての審議会であった。本来なら、文部大臣の諮問に応じて調査審議するはずであるが、特段の諮問はなかったので、第六期の報告「国語の改善について」の趣旨に基づいて、第一部会では「当用漢字表」及び「送りがなのつけ方」についての再検討を行

い、第2部会では発音のゆれについて審議している。

当用漢字については、国立国語研究所が昭和三十一年に行つた雑誌調査の報告「現代雑誌九十種の用語・用字、第二分冊漢字表」などを元に使用度数を手掛かりにして調査審議した。その結果として、「(1)当用漢字表から削つてもよいと思われる字」として三二字種、「(2)当用漢字表に加えてもよいと思われる字」として四七字種を挙げてあり、その他に「字体変更一字 灯(燈)」を掲げている。また「まえがき」については、

(1) この表は法令・公用文書・新聞・雑誌および一般社会で、普通に使用される漢字の基準を示したもので、今日の国民生活のうえでは、この程度の漢字で用を足すことをめやすとして選んだ。

(2) この表以外の漢字を使用する場合には、読みがなをつけることが望ましい。

ということとで了解に達したとしている。ここで、漢字使用の「めやす」の表であること、「読みがな」を付けることを望ましいとしていることは、「改定当用漢字音訓表」「常用漢字表」につながるものとして注目されよう。なお、「このような「まえがき」では、漢字の無制限な使用を助長するようになりはしないかという意見も出た。」と断つてある。

また、送り仮名の付け方の再検討については、多少の意見交換が行われた程度に留まっている。

前期での「話しことばの敬語的表現」についての調査審議は継続せず、第五期国語審議会を取り上げていた「語形のゆれ」の問題について取り上げることにしている。語形のゆれとしては、「(1)表記のゆれ、(2)発音のゆれ、(3)アクセントのゆれ、(4)語い(単語)のゆれ、(5)外来語のゆれ、(6)語法のゆれ、(7)その他のゆれ(流行語・新語・俗語などと通常語とのゆれ)など」があるなどと一通り指摘した上で、「発音のゆれ」を取り上げている。様々な資料から四〇〇語近く集め、ゆれが激しいと思われる数十語について検討している。

以上、第七期国語審議会の調査審議は、諮問があつてのものではなく、それぞれの部会がこれまでの国語審議会の審議した事項の中から選んだ問題を取り上げて審議したものである。いずれも部会としての一応のまとめりは付けていても最終的な結論を得たものではない。各部会の審議経過を総会に報告することに終わり、次期以降の審議での参考資料ということになった。